

令和4年

グラフで見る神奈川県下における 労働災害と健康の現状

(令和3年労働災害のとりまとめ)



神奈川県労働局・各労働基準監督署

神奈川県労働局労働基準部編

本紙本内容については下記神奈川県労働局ホームページにて、若しくは右のQRコードからご覧下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>



目 次

はじめに

1	労働災害の推移	1
	労働災害による死傷者数の年次別推移 (図 1-1)	
	労働災害による死亡者数の年次別推移 (図 1-2)	
2	業種別災害比率	3
	業種別休業 4 日以上の死傷者数 (図 2-1)	
	業種別死亡者数 (図 2-2)	
3	業種別労働災害の推移	3
	業種別休業 4 日以上の死傷者数の推移 (図 3-1-1)	
	死傷者数 平成 26 年を基準として指数化 (図 3-1-2)	
	業種別死亡者数の推移 (図 3-2-1)	4
	死亡者数 平成 26 年を基準として指数化 (図 3-2-2)	
4	事故の型別災害発生状況	5
	事故の型別休業 4 日以上の死傷者割合 (図 4-1)	
	事故の型別死亡者割合 (図 4-2)	5
	(1) 死傷災害の概要 (図 4-3)	6
	(2) 食料品製造業死傷災害 (図 4-4)	
	(3) 第三次産業死傷災害	7
	ア 小売業 (図 4-5) イ 社会福祉施設 (図 4-6) ウ 飲食店 (図 4-7)	
	(4) 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業および陸上貨物取扱業) 死傷災害 (図 4-8)	7
	(5) 建設業死傷災害 (図 4-9)	8
	(6) 災害多発業種死傷災害	
	ア ビルメンテナンス業 (図 4-10)	
	イ 産業廃棄物処理業 (図 4-11)	
	ウ 警備業 (図 4-12)	
5	起因物別災害発生状況	9
	起因物別休業 4 日以上の死傷者割合 (図 5-1)	
	起因物別死亡者割合 (図 5-2)	
	(1) 食料品製造業死傷災害 (図 5-3)	10
	(2) 第三次産業死傷災害	
	ア 小売業 (図 5-4) イ 社会福祉施設 (図 5-5) ウ 飲食店 (図 5-6)	
	(3) 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業および陸上貨物取扱業) 死傷災害 (図 5-7)	
	(4) 建設業死傷災害 (図 5-8)	11
	(5) 災害多発業種死傷災害	
	ア ビルメンテナンス業 (図 5-9)	
	イ 産業廃棄物処理業 (図 5-10)	

6	年齢階層別災害発生状況	-----	12
	年齢階層別休業4日以上の死傷者数 (図6-1)		
	年齢階層別死亡者数 (図6-2)		
	業種別50歳以上の被災労働者の割合 (図6-3)		
7	経験年数別災害発生状況	-----	13
	業種別経験年数1年未満の被災労働者の割合 (図7)		
8	交通労働災害発生状況	-----	13
	交通労働災害 死亡者数の推移 (図8-1)		
	業種別死亡者数 (図8-2)		
9	業務上疾病発生状況	-----	14
	業務上疾病発生状況 (表9-1)		
	業務上疾病発生状況 (年次別推移) (図9-1)		
	業務上疾病による死亡災害 (図9-2)	-----	15
	腰痛災害発生状況 (図9-3)		
	年次別 熱中症による労働災害発生状況 (図9-4)		
10	労災保険給付等状況 (脳・心臓疾患及び精神障害)	-----	16
	脳・心臓疾患の労災補償状況 (図10-1)		
	精神障害の労災補償状況 (図10-2)		
11	健康診断結果	-----	17
	(1) 定期健康診断の実施状況		
	業種別定期健康診断実施状況 (表11-1)		
	定期健康診断 有所見率の推移 (神奈川・全国) (図11-1)	-----	18
	定期健康診断結果の有所見率の推移 (図11-2)		
	(2) 特殊健康診断の実施状況	-----	19
	年次別特殊健康診断実施状況 (表11-2)		
	特殊健康診断有所見率の推移 (図11-3)		
	(3) じん肺健康管理実施状況	-----	20
	じん肺健康管理実施状況 (表11-3)		
	(4) ストレスチェック制度の実施状況	-----	20
	ストレスチェック検査・面接指導実施状況 (神奈川) (図11-4)		
	「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況 (規模別) (表11-4)	----	21
	ストレスチェック検査・集団ごとの分析 (神奈川) (図11-5)		
12	神奈川労働局 第13次労働災害防止推進計画の概要	-----	22
13	死亡災害の概要	-----	24
14	最近のパンフレット (転倒防止／高齢者／熱中症)	-----	30

はじめに

全国で発生した労働災害は、昭和36年に死傷者数481,686人（休業8日以上）、死亡者数6,712人をピークに、その後、昭和47年に統計対象を休業4日以上の死傷者数とした以降を含み長期的に減少しています。

神奈川労働局管内の労働災害も、同様に昭和36年に死傷者数26,376人（休業8日以上）、死亡者数336名をピークとして長期的には減少しています。

神奈川労働局管内の労働災害の最近の推移について、休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」と略）は平成21年に過去最少の6,215人になってから6,500人前後で推移してきましたが、平成30年から増加傾向が明らかとなり、令和3年は8,668人（前年比1,051人増加で増加率13.8%、このうち新型コロナウイルス感染症のり患令和3年1,108人・令和2年413人を除いた比較では前年比356人増加で増加率4.9%）と、平成5年以降最多となりました。死亡者数は、平成24年以降最多となる49人となりました。

令和3年の死傷者数を、主な業種別にみると、建設業が減少、製造業・陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設・飲食店が増加となり、なかでも大幅な増加が社会福祉施設（前年比261人増加、増加率26.0%）で認められました。

事故の型別では、多い順で「転倒」（20.8%）、「動作の反動、無理な動作」（18.0%）は令和2年と同じですが、新型コロナウイルス感染症のり患を含む「その他」（14.7%）が「墜落、転落」（13.8%）を上回りました。死亡者数については、「墜落、転落」による死亡が最も多い（14人）ほか、新型コロナウイルス感染症のり患による死亡6人が認められました。

また年齢階層別にみると、60歳以上の年齢層において、死亡災害全体に占める割合が過去（平成10年の年齢階層別統計開始以降）最大の51.0%となり、初めて過半数を超えました。

さらに経験年数別にみると、経験1年未満の労働者の災害が全体の20%以上を占め、産業廃棄物処理業と飲食店はその比率が特に高く注目されることです。

これらの分析結果に基づき、神奈川労働局では、「第13次労働災害防止推進計画」（期間平成30年度～令和4年度）を「働き方改革」とともに推進しています。推進期間中は、製造業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店の死傷災害（特に第三次産業における増加傾向が顕著な転倒・腰痛等の行動災害）防止と、建設業の墜落等による死亡災害防止を中心に取組むこととしております。

また、先に述べたとおり、最近の傾向として50歳以上の年齢層の労働者や一部の業種において経験1年未満の労働者による災害が増加していることから、令和2年3月に厚生労働省が新たに策定した「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」及び雇入れ時教育の一層の充実を、幅広く周知してまいります。

事業者、関係者の皆様におかれましては、本冊子を労働災害防止のための一助としてご活用いただければ幸いです。そして、基本的な安全衛生対策の実施はもとより、雇入れ時教育等の安全衛生教育の教育内容の充実、さらには「危険の見える化」など災害防止活動の一層の活発化をお願い申し上げます。

労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。(労働安全衛生法第2条第1号)

事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第3条第1項)

労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任（民法第415条）が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

(2) 事業者等の災害防止責任

法令違反と義務主体の責任

刑事上の責任

- ・労働安全衛生法:措置義務違反
- ・刑法:業務上過失致死傷
(罰則の適用)

行政上の制裁

- ・使用/作業停止
- ・入札停止
- ・営業停止
- ・企業名公表 等

民事上の責任

- ・労働契約法第5条
:労働者の安全への配慮
- ・民法第415条:債務不履行責任
- ・民法第709条:不法行為責任
- ・民法第715条:使用者責任

社会的制裁

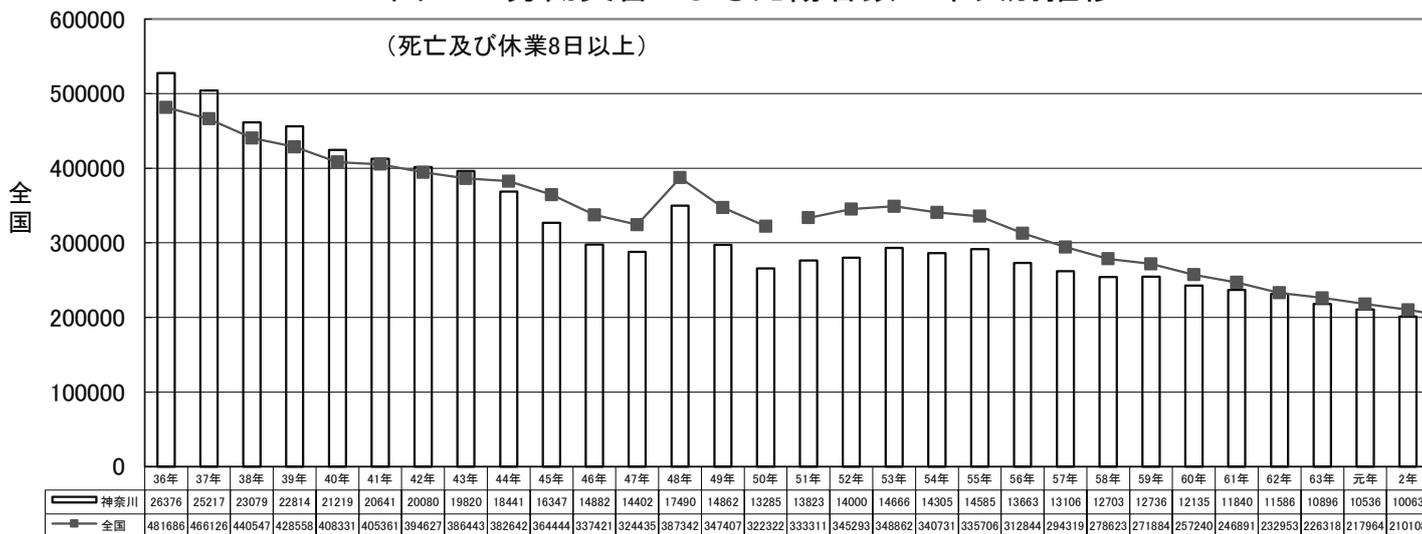
- ・マスコミでの非難報道や風評
- ・信用失墜、顧客離れ
- ・経営不振→廃業

1 労働災害の推移

全国の労働災害による死亡者数は、昭和36年をピーク(6,712人)として、長期的には減少傾向を示しており、平成27年以降は死亡者数が千人を下回っていますが、令和3年は過去最少の前年から65人増加の867人となりました。

死傷者数についても長期的には減少傾向を示していますが、平成21年(105,718人)を底に、増減を繰り返し、微かな増加傾向が見受けられます。令和3年は、前年に比べ18,762人増加し平成10年以降で最多となる149,918人となりました。

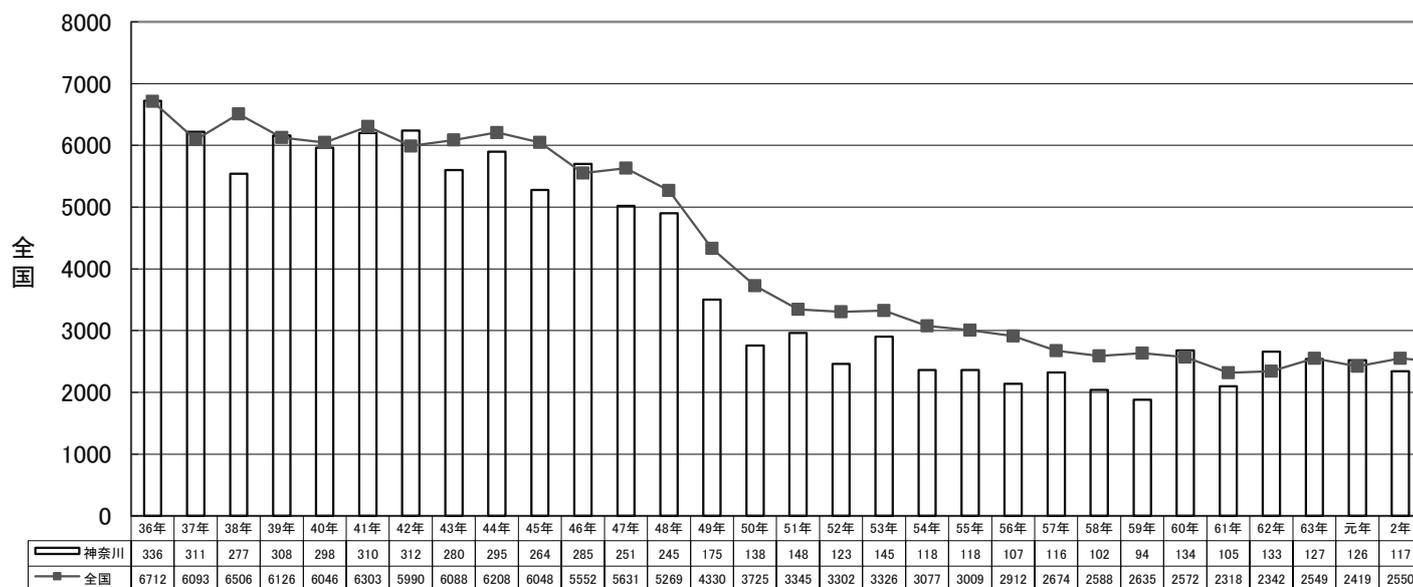
図1-1 労働災害による死傷者数の年次別推移



(全国データは労災給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)から作成。)

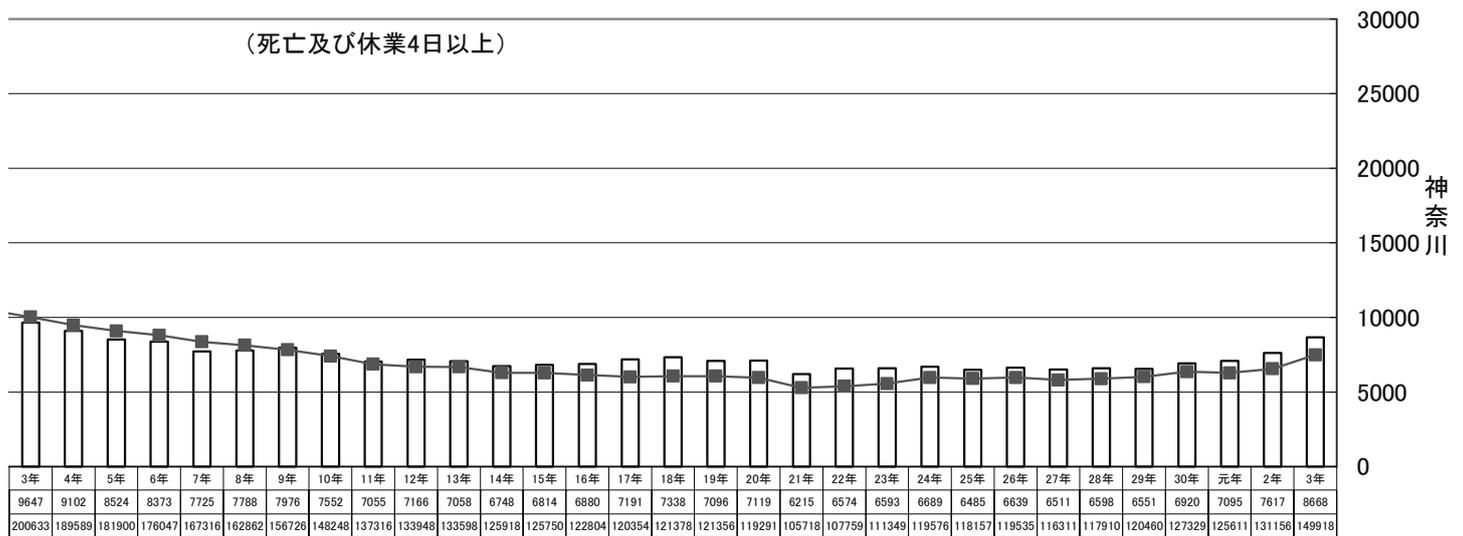
神奈川データは平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告から作成)

図1-2 労働災害による死亡者数の年次別推移

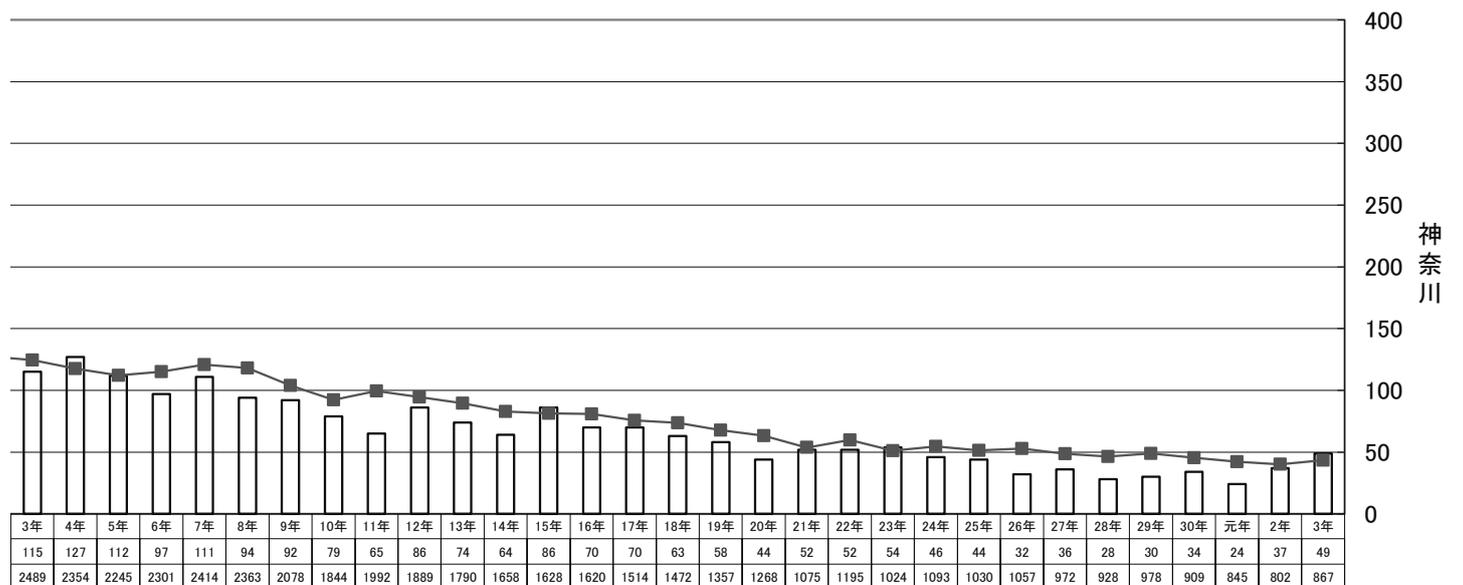


神奈川労働局管内の労働災害による死亡者数は、昭和36年の336人をピークとして長期的に減少傾向にあり、令和元年(平成31年)には24人と過去最少となったものの、令和2年に13人増加し、令和3年はさらに12人増加して、平成24年以降最多となる49人となりました。

死傷者数も同様に長期的には減少傾向にありますが、平成21年(6, 215人)を底に増減を繰り返し、令和3年は、前年に比べ1, 051人増加し平成5年以降最多となる8, 668人(新型コロナウイルスのり患による1, 108人を含む)となりました。



(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者数を除いた数)
(令和2年・3年は新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数を含む)

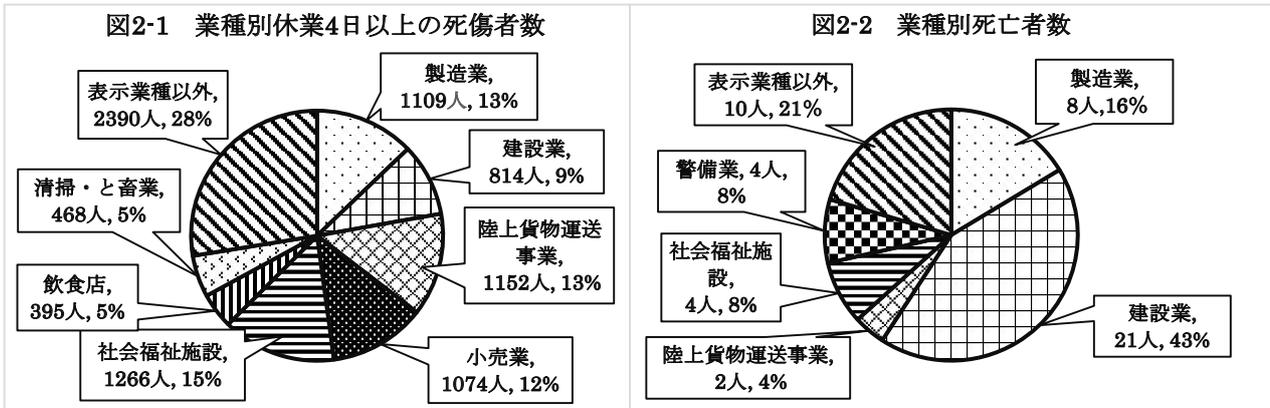


(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者数を除いた数)
(令和2年・3年は新型コロナウイルス感染症のり患による死亡者数を含む)

2 業種別災害比率

休業4日以上の死傷者 8,668 人を災害の多い業種別に見ると、社会福祉施設 1,266 人(15%)、陸上貨物運送事業 1,152 人(13%)、製造業 1,109 人(13%)、小売業 1,074 人(12%)の上位4業種で53%を占めています。(図 2-1)

死亡者 49 人を災害の多い業種別に見ると、建設業 21 人(43%)、製造業 8 人(16%)、社会福祉施設 4 人(8%)、警備業 4 人(8%)の順となっています。(図 2-2)



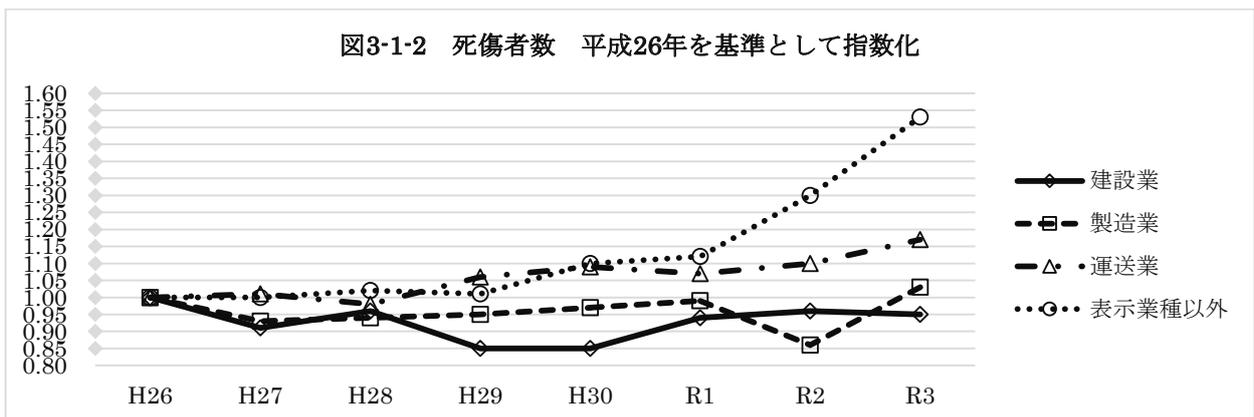
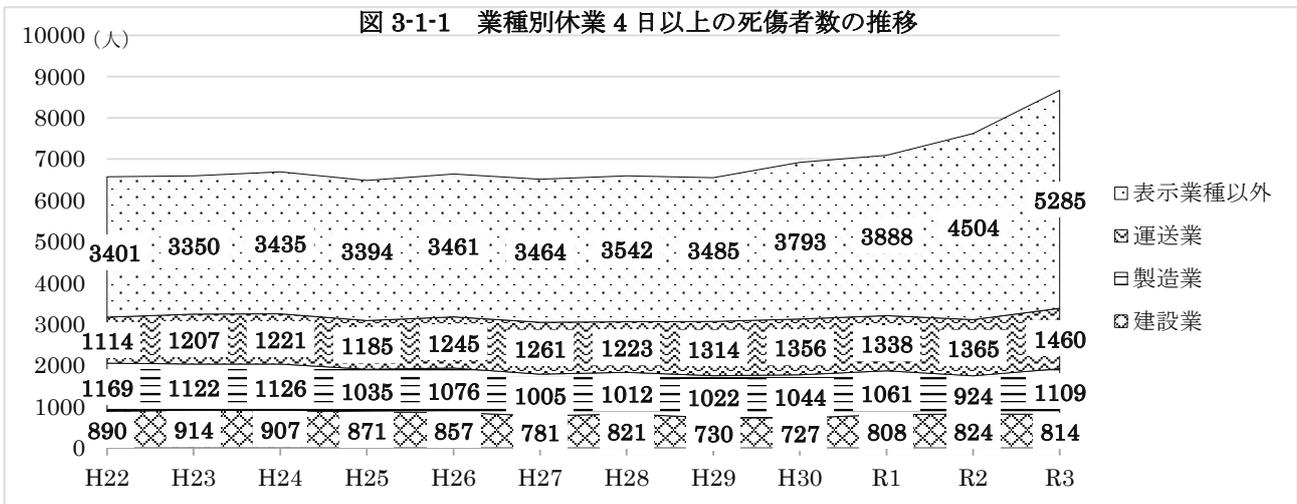
令和3年 神奈川労働局労働者死傷病報告

令和3年 神奈川労働局死亡災害報告

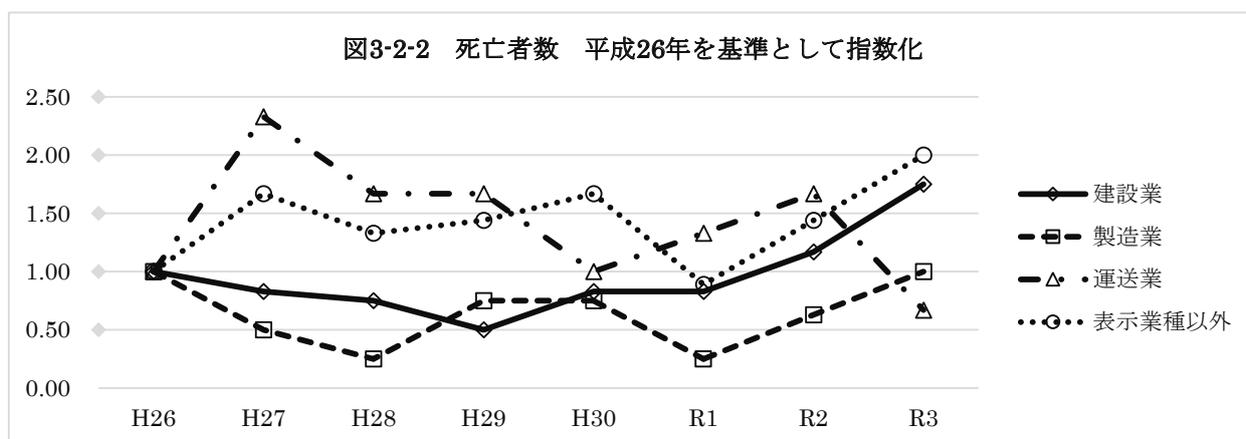
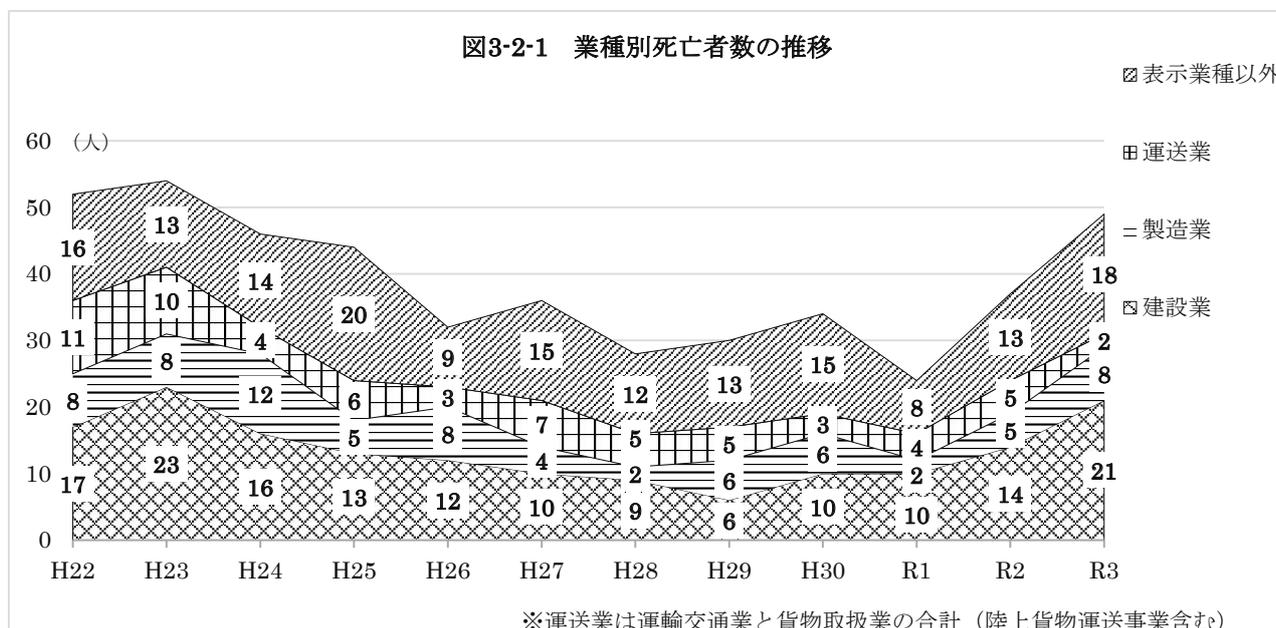
※合計が100%となるよう「表示業種以外」の%の数値を調整しています。

3 業種別労働災害の推移

死傷者数の推移は、製造業及び建設業が中長期的にほぼ横ばい。運送業（陸上貨物運送事業を含む運輸交通業と貨物取扱業の合計）及び第三次産業を中心とした業種が増加傾向となっています。(図 3-1-1)(図 3-1-2)



死亡者数は長期的に減少傾向にあり、令和元年（平成 31 年）は過去最少の 24 人となりました。しかしながら、令和 2 年は前年から 13 人の増加、令和 3 年は前年から 12 人の増加（新型コロナウイルス感染症のり患 6 人を除いても 6 人の増加）となり、2 年連続で大幅な増加傾向が続いています。（図 3-2-1）（図 3-2-2）



神奈川労働局死亡災害報告

* 運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計（陸上貨物運送事業含む）

STOP!

転倒災害プロジェクト
神奈川

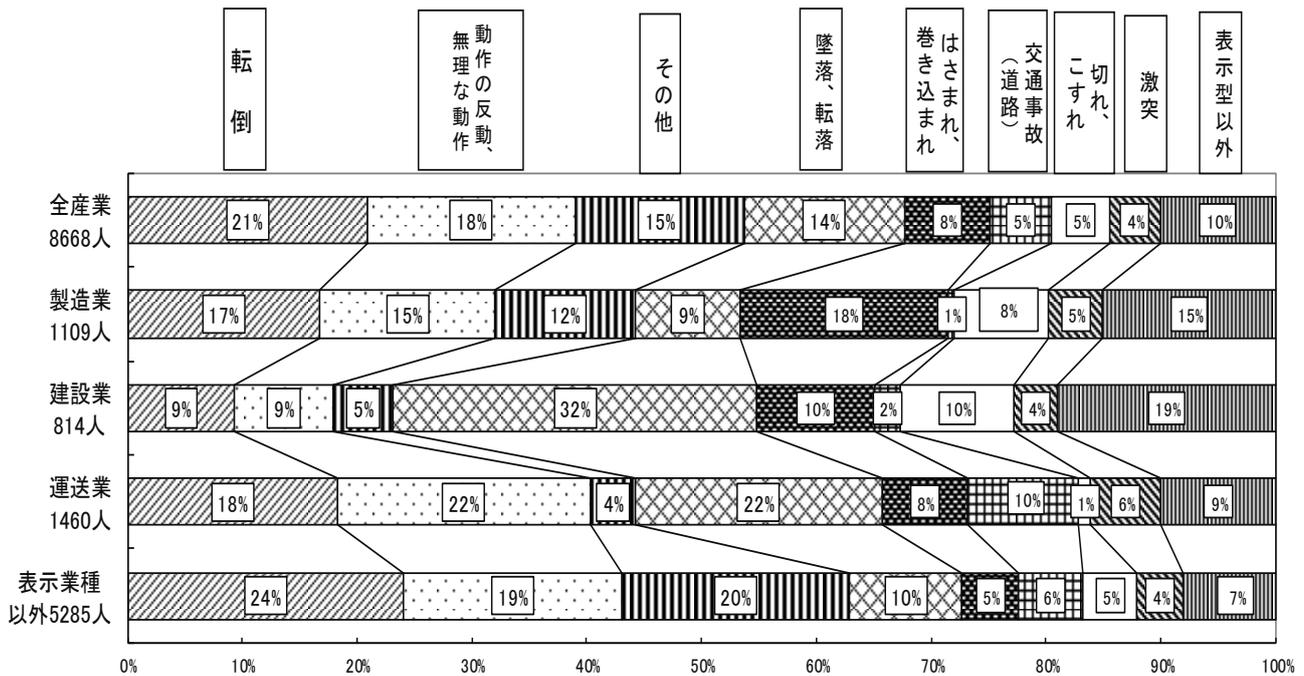
「滑り」「つまづき」「踏み外し」等による転倒災害を防止しましょう。

全ての作業従事者に労働災害防止を意識してもらうために、Safe Work の標語で安全作業を確認しましょう。

4 事故の型別災害発生状況

休業4日以上の死傷災害を事故の型別に分類すると、「転倒」(21%)が最も多く、次いで「動作の反動、無理な動作」(18%)、「その他(新型コロナウイルス感染症のり患を含む)」(15%)「墜落、転落」(14%)、「はさまれ、巻き込まれ」(8%)の順(図4-1)(図4-3)となっています。死亡災害については、「墜落、転落」(29%)、「その他(新型コロナウイルス感染症のり患を含む)」(22%)の順(図4-2)になっています。第13次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図(図4-1から図4-12)に示すとおりです。

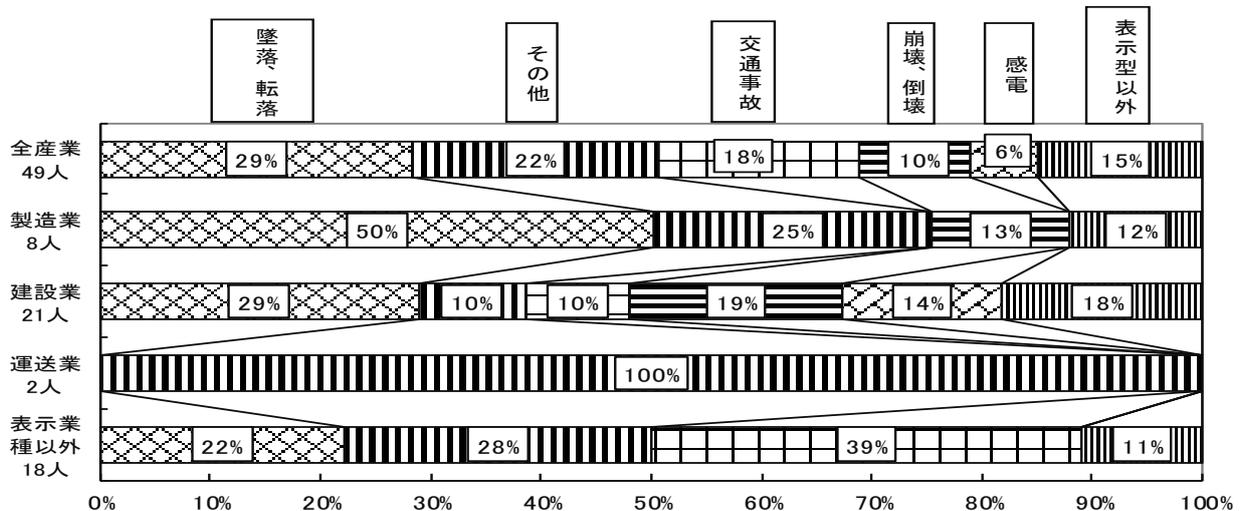
図4-1 事故の型別休業4日以上の死傷者割合



令和3年 神奈川労働局労働者死傷病報告 *運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計(陸上貨物運送事業含む)

*「その他」は新型コロナウイルス感染症のり患を含む。
*合計が100%となるよう「表示型以外」の%の数値を調整しています。

図4-2 事故の型別死亡者割合



令和3年 神奈川労働局労死災害報告 *運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計(陸上貨物運送事業含む)

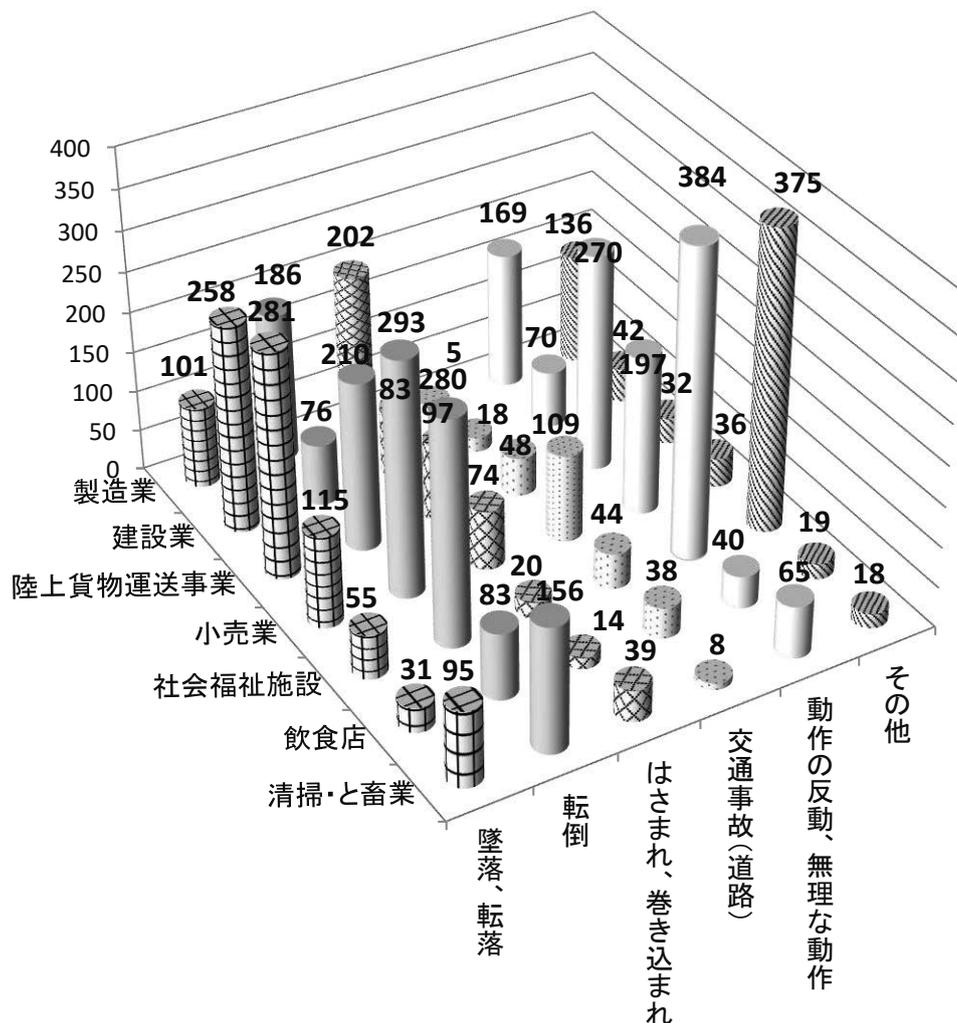
*「その他」は新型コロナウイルス感染症のり患を含む。
*合計が100%となるよう「表示型以外」の%の数値を調整しています。

(1) 死傷災害の概要(図 4-3)

令和3年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

労働災害が多く発生している業種について事故の型別に分類

新型コロナウイルス感染症のり患は「その他」に分類

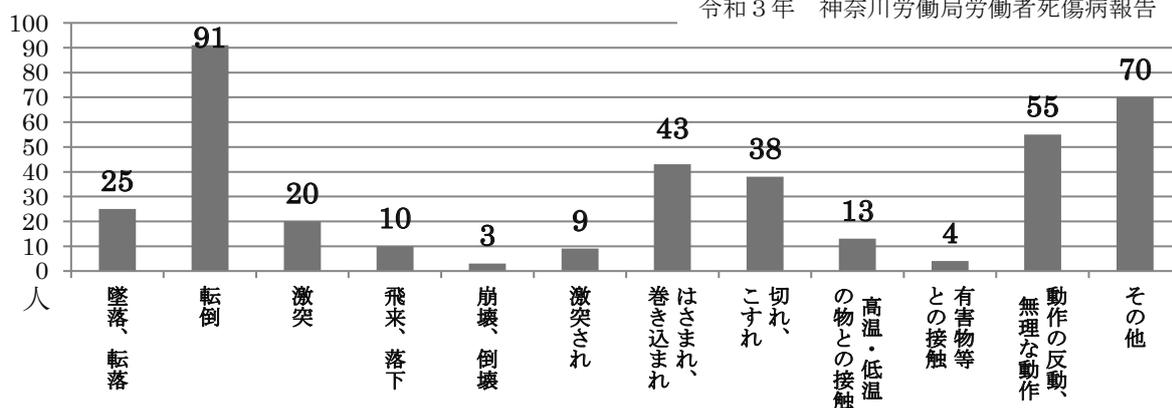


(2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)

計 381 (0)

() は死亡者の数で内数 (以下同じ)

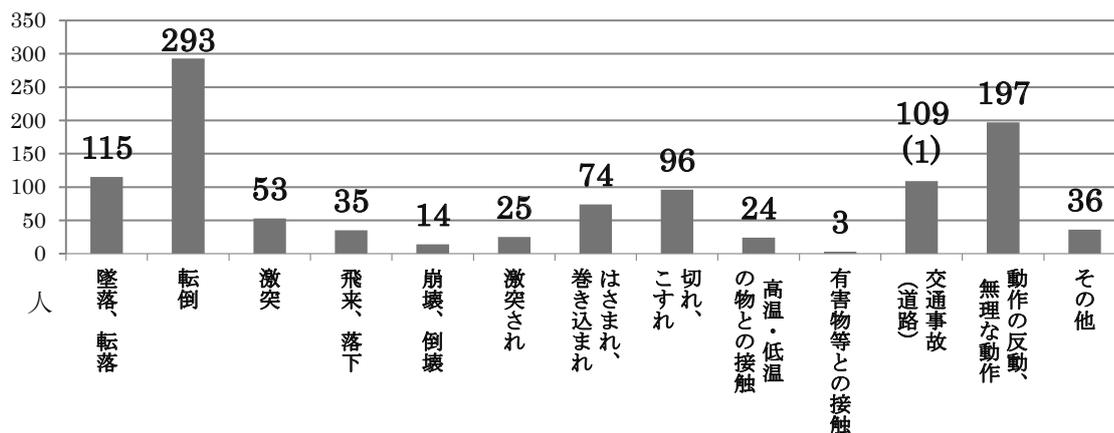
令和3年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



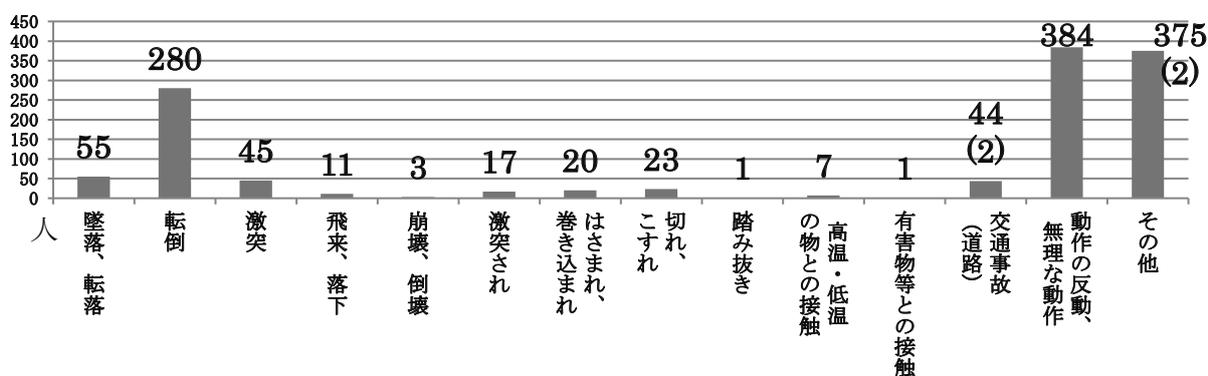
(3) 第三次産業死傷災害

7 小売業(図 4-5) 計 1,074 (1)

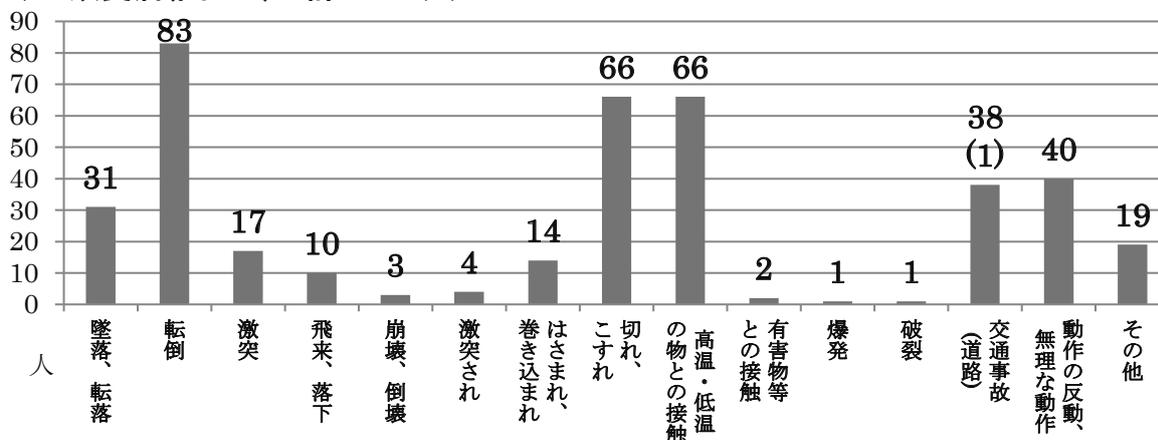
令和3年 神奈川労働局労働者死傷病報告



イ 社会福祉施設(図 4-6) 計 1,266 (4)

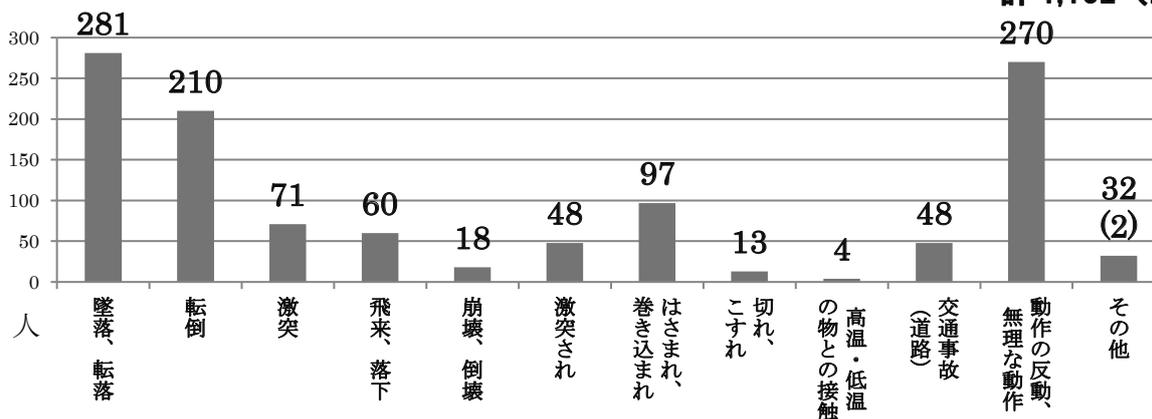


ウ 飲食店(図 4-7) 計 395 (1)



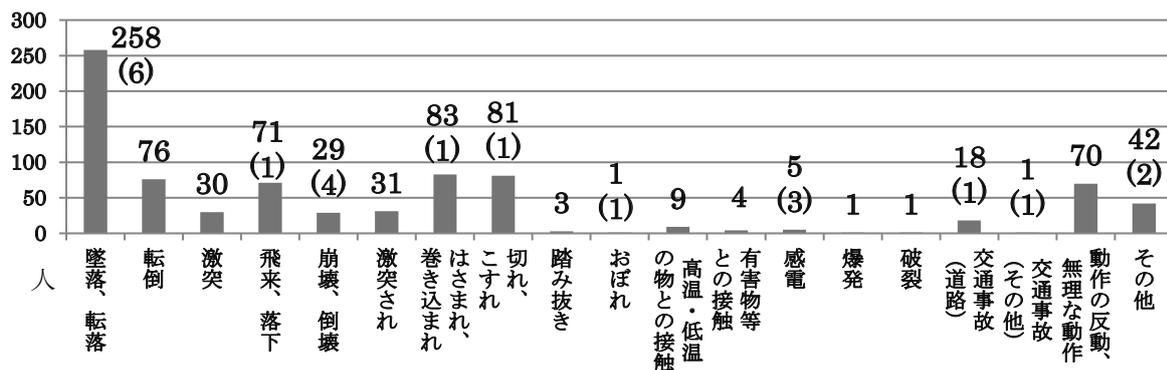
(4) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業) 死傷災害(図 4-8)

計 1,152 (2)



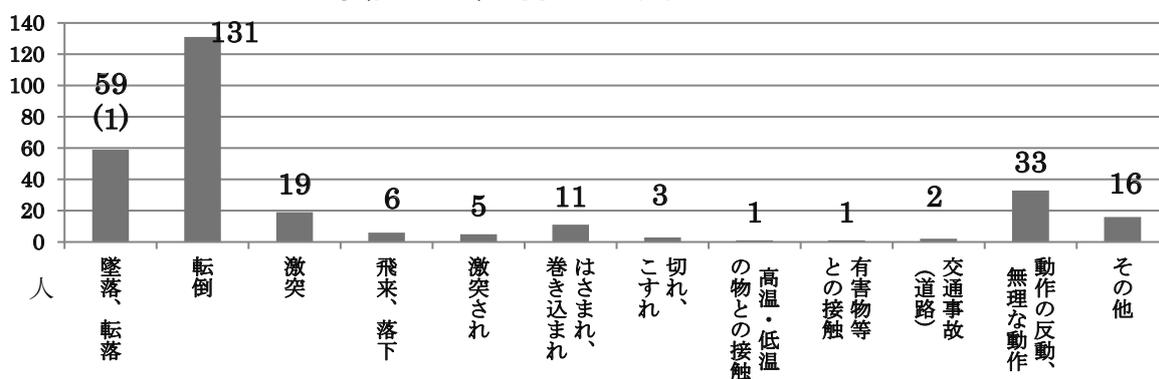
(5) 建設業死傷災害(図 4-9) 計 814 (21)

令和3年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

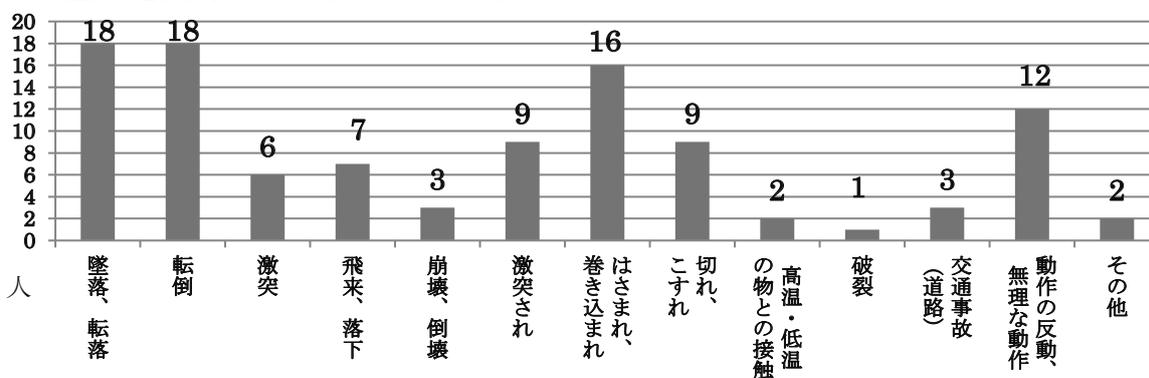


(6) 災害多発業種死傷災害

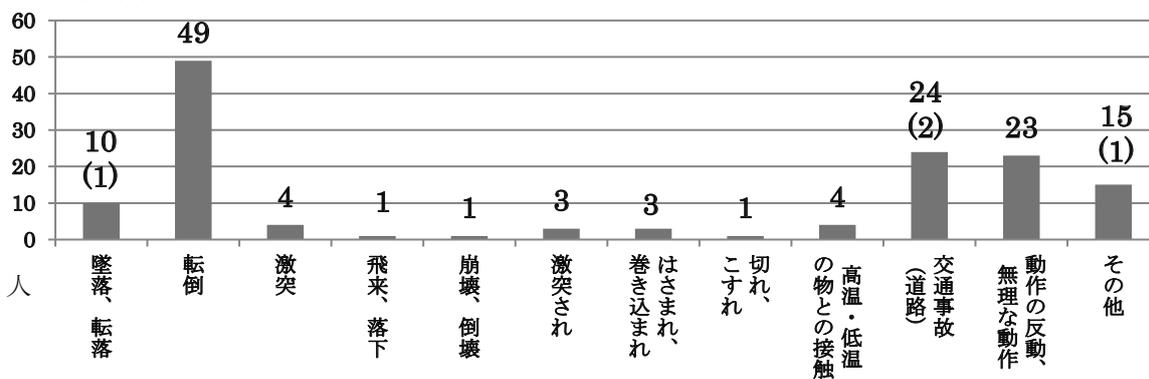
ア ビルメンテナンス業(図 4-10) 計 287 (1)



イ 産業廃棄物処理業(図 4-11) 計 106 (0)



ウ 警備業(図 4-12) 計 138 (4)

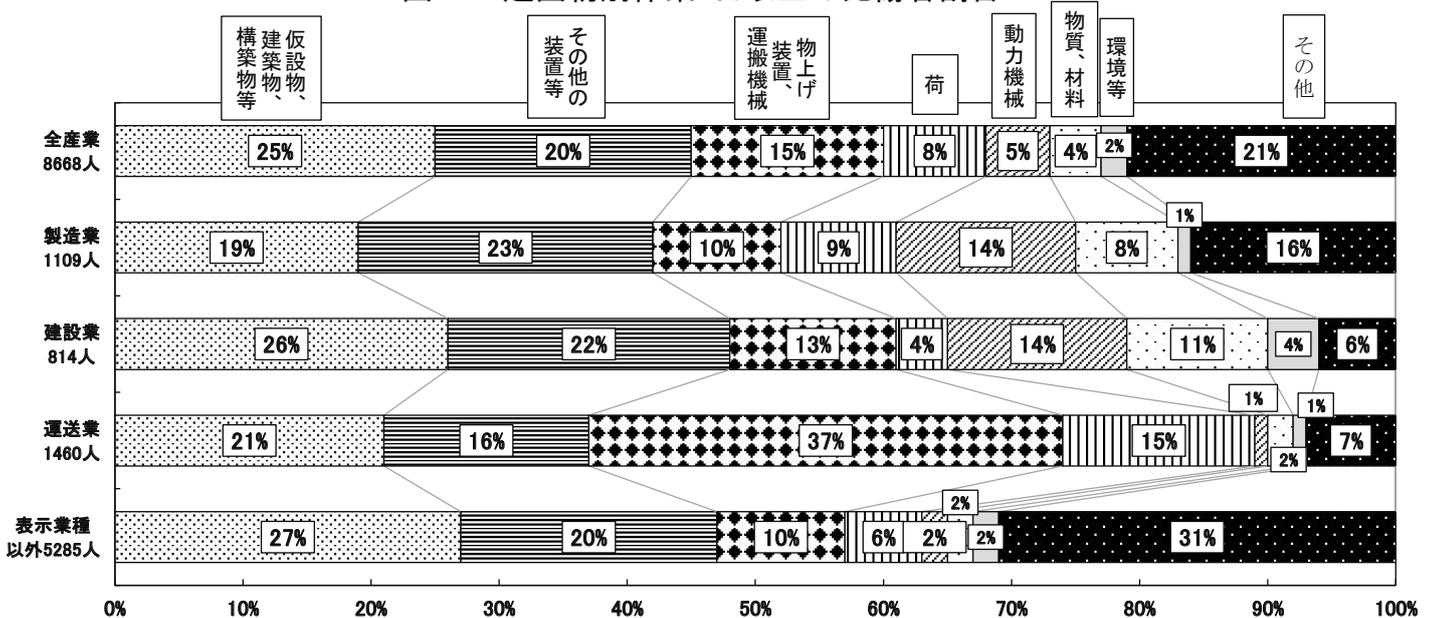


5 起因物別災害発生状況

全産業の休業4日以上死傷災害を起因物別に分類すると、「仮設物、建築物、構築物等」、「その他」（新型コロナウイルス、客や患者からの暴力等を含む）、「その他の装置等」（動力機械・物上げ装置・運搬機械以外の装置・設備、台車、包丁、はしご、脚立等を含む）の順（図5-1）であり、死亡災害は、「その他」、「物上げ装置、運搬機械」（クレーン、トラック、乗用車等を含む）、「仮設物、建築物、構築物等」の順（図5-2）になっています。

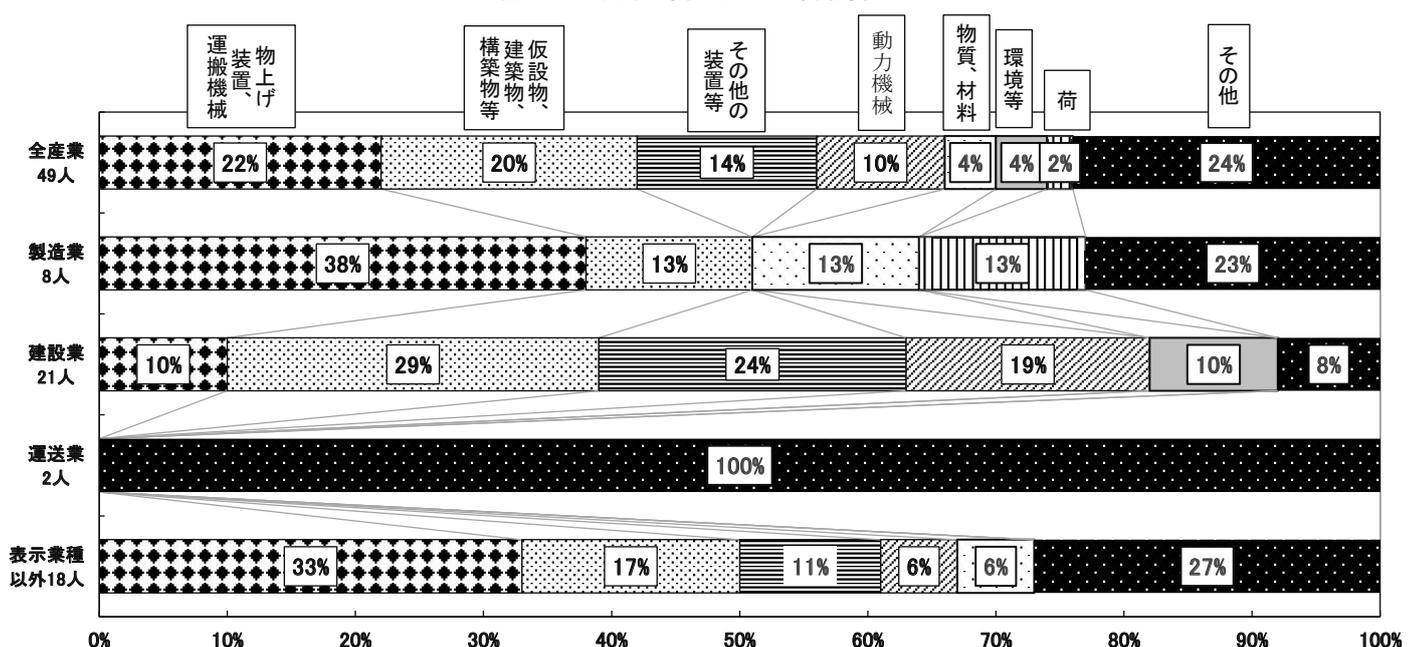
第13次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図（図5-1から図5-11）に示すとおりです。

図5-1 起因物別休業4日以上死傷者割合



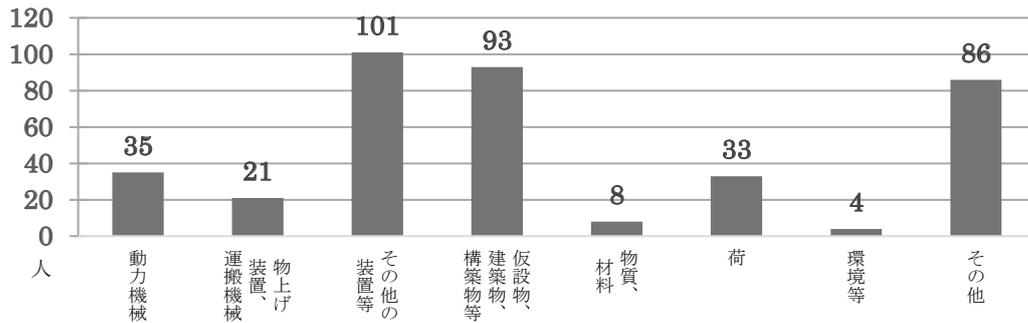
令和3年 神奈川労働局労働者死傷病報告 *運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計（陸上貨物運送事業含む）
*合計が100%となるよう「その他」の%の数値を調整しています。

図5-2 起因物別死亡者割合



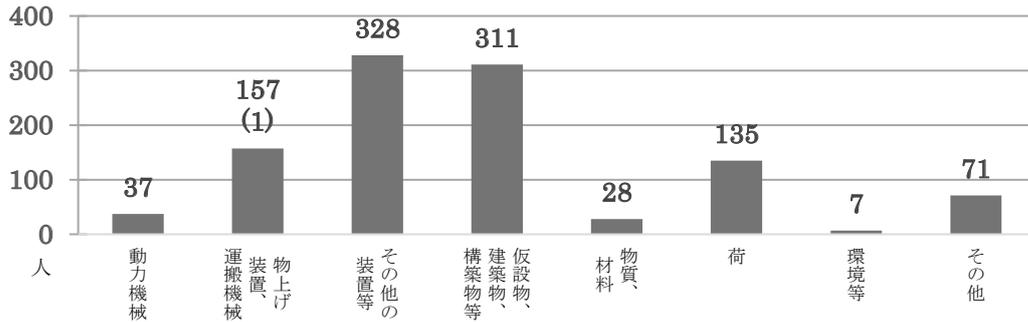
令和3年 神奈川労働局死亡災害報告 *運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計（陸上貨物運送事業含む）
*合計が100%となるよう「その他」の%の数値を調整しています。

(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3) 計 381 (0) 令和3年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

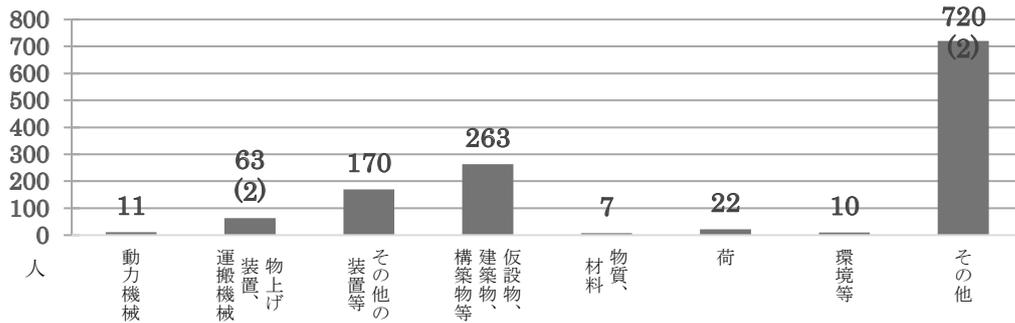


(2) 第三次産業死傷災害

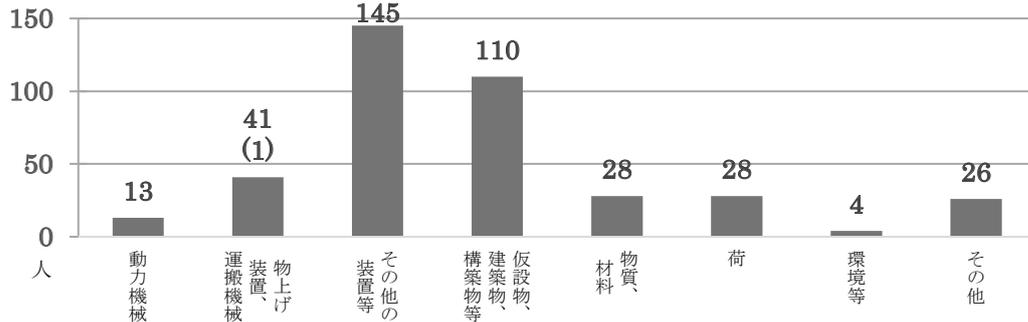
ア 小売業(図 5-4) 計 1,074 (1)



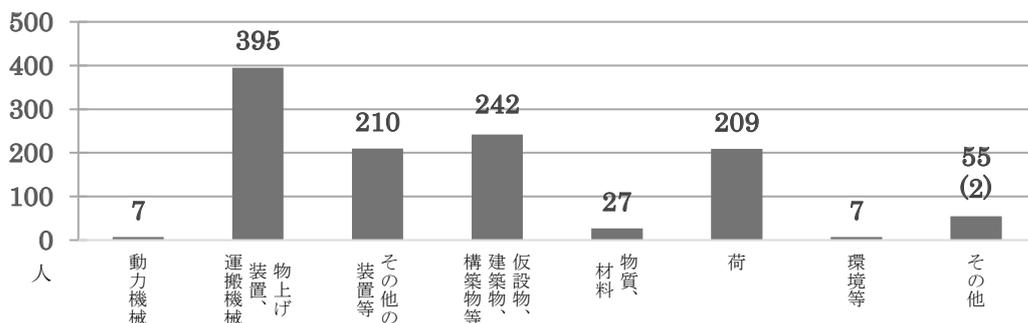
イ 社会福祉施設(図 5-5) 計 1,266 (4)



ウ 飲食店(図 5-6) 計 395 (1)

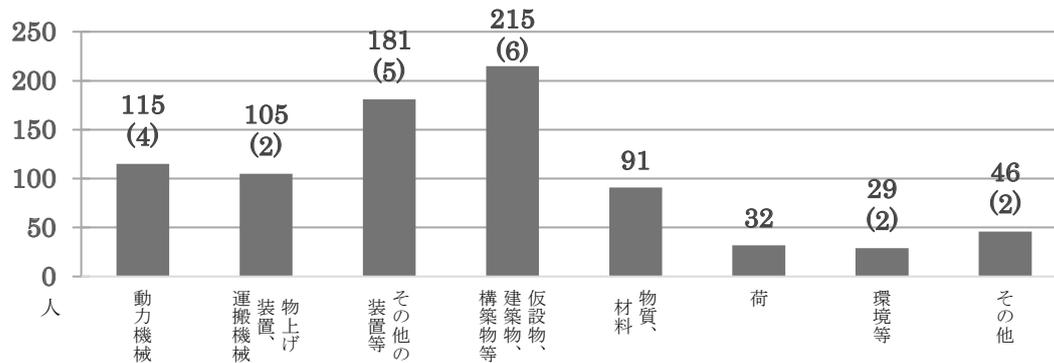


(3) 陸上貨物運送事業(道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業) 死傷災害(図 5-7) 計 1,152 (2)



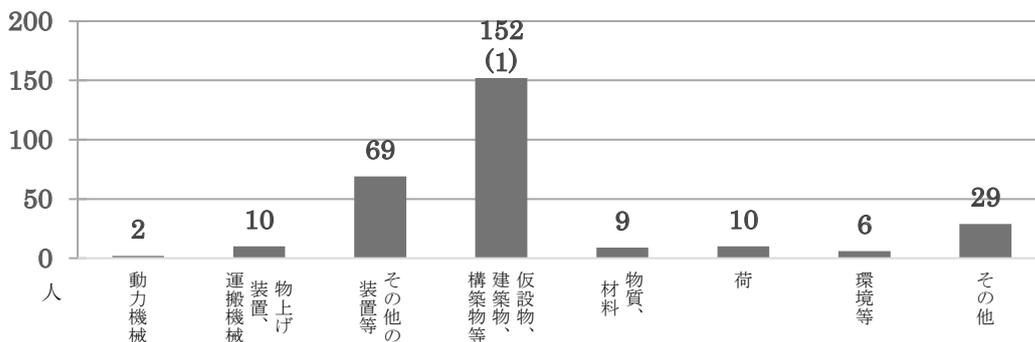
(4) 建設業死傷災害(図 5-8) 計 814 (21)

令和3年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

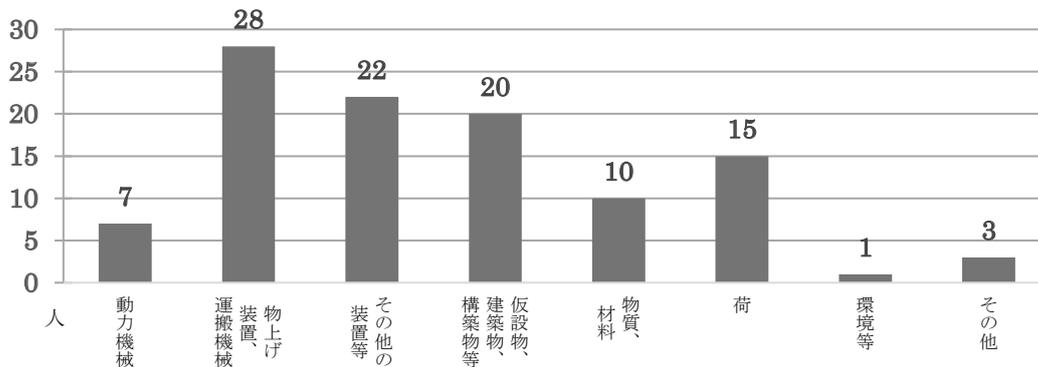


(5) 災害多発業種死傷災害

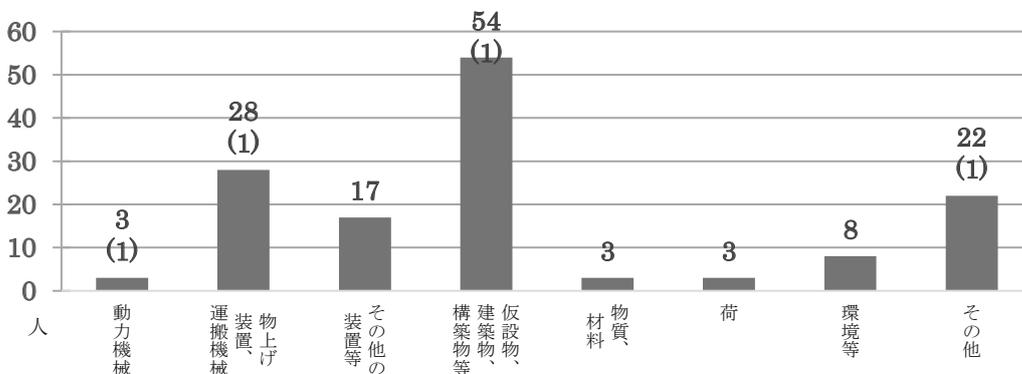
ア ビルメンテナンス業(図 5-9) 計 287 (1)



イ 産業廃棄物処理業(図 5-10) 計 106 (0)

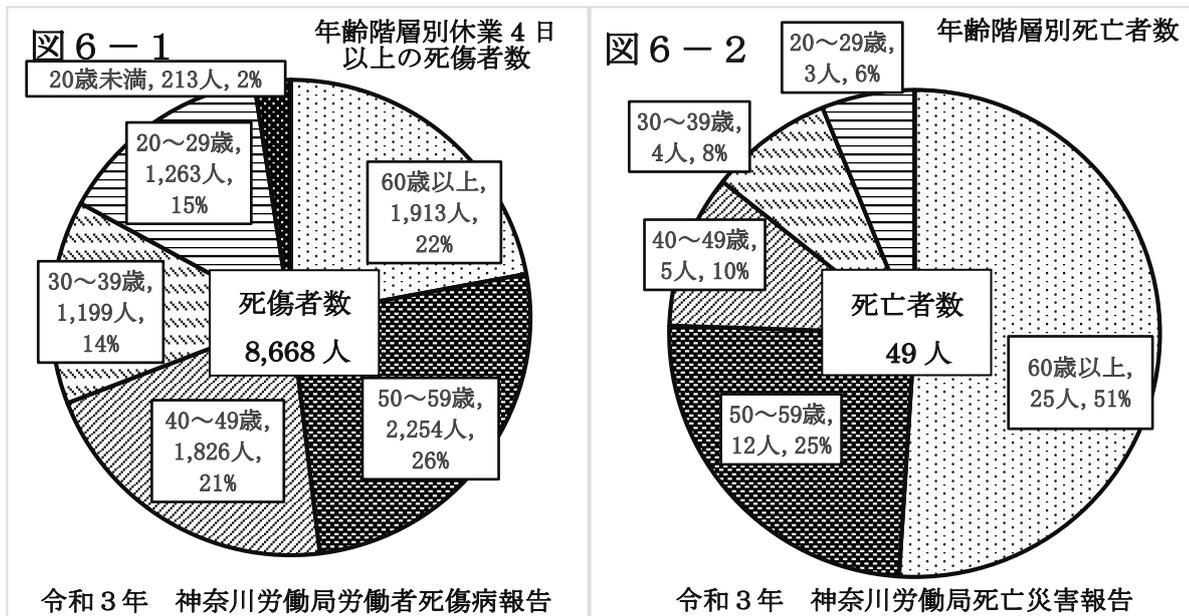


ウ 警備業(図 5-11) 計 138 (4)

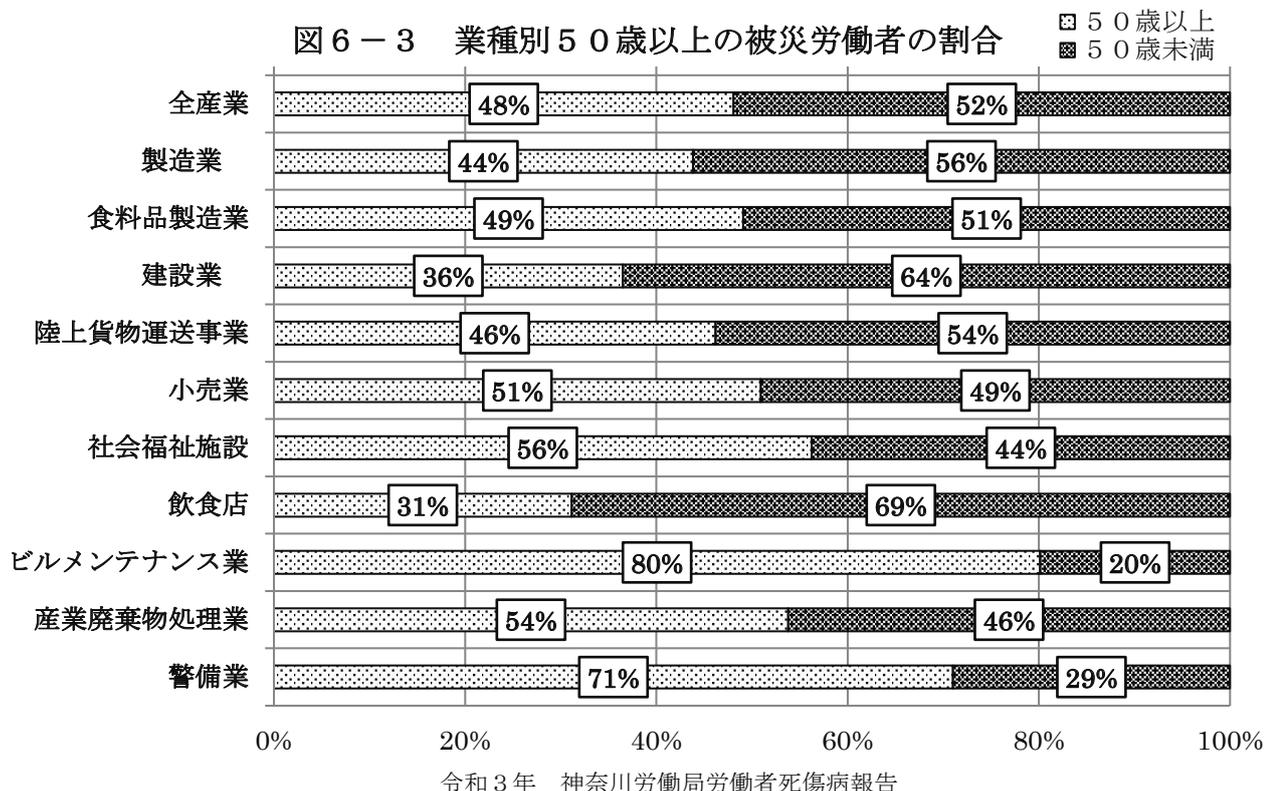


6 年齢階層別災害発生状況

休業4日以上死傷者数を年齢階層別に見ると、50歳以上（「50～59歳」＋「60歳以上」）が全体の48%を占めました（図6-1）。死亡者数を年齢階層別に見ると、50歳以上が初めて全体の70%を超え、また、「60歳以上」の割合は過去（平成10年の年齢階層別統計開始以降）最大となる51%となり、初めて50%を超えました（図6-2）。「60歳以上」25人の内訳は60～69歳13人、70～79歳9人、80～89歳3人となりました。



休業4日以上死傷者数のうち50歳以上の労働者層が占める割合を災害の多い業種別で見ると、ビルメンテナンス業80%、警備業71%、社会福祉施設56%等が全産業48%に比べ高い比率になっています。（図6-3）

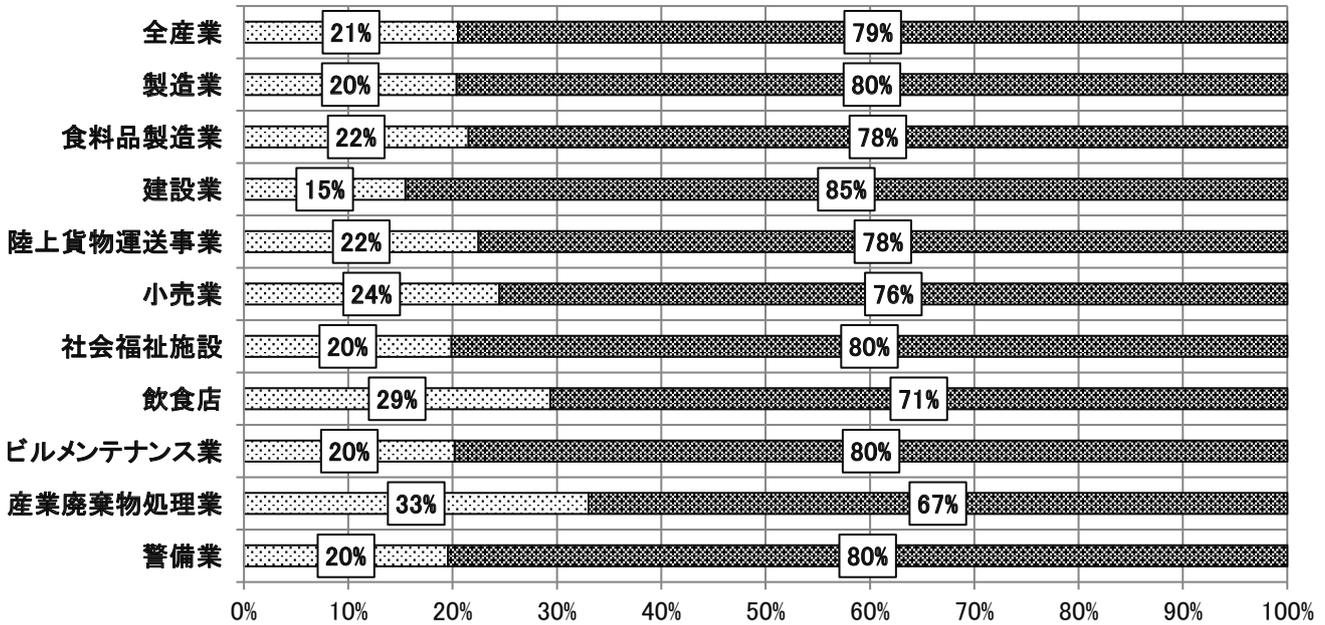


7 経験年数別災害発生状況

休業4日以上の死傷者数のうち、経験年数が1年未満で被災した労働者数の割合は全産業で21%を占めています。災害の多い業種別では産業廃棄物処理業が33%と最も高く、飲食店29%、小売業24%の順となっています。(図7)

図7 業種別経験年数1年未満の被災労働者の割合

□ 1年未満 ■ 1年以上



令和3年 神奈川労働局労働者死傷病報告

8 交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数は、平成21年以降5人前後で推移していましたが、令和2年に10人とほぼ倍増したのに続いて令和3年も9人に達しており、死亡災害全体の18%を占めました。(図8-1)

過去5年間の交通労働災害による死亡者を主要業種別に見ると、建設業が24%と最も多く、次いで、商業18%、運送業15%の順となっています。(図8-2)

図8-1 交通労働災害 死亡者数の推移

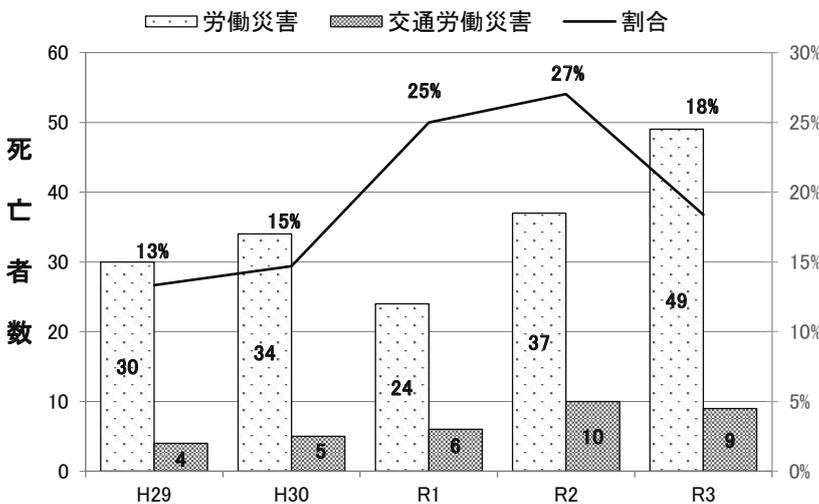
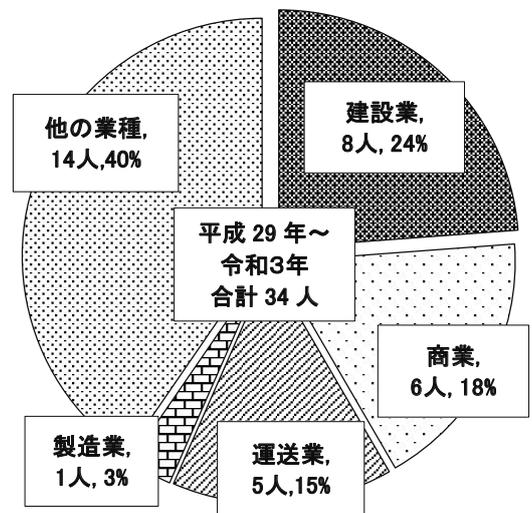


図8-2 業種別死亡者数



※運送業は運輸交通業と貨物取扱業の合計（陸上貨物運送事業含む）

令和3年 神奈川労働局死亡災害報告

9 業務上疾病発生状況

休業4日以上の業務上疾病人数は、長期的に緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年以降徐々に増加し、令和3年は新型コロナウイルス感染症などによって1,840人と大幅に増加しています。業務上疾病の内訳は、負傷に起因する疾病が640人と最も多く、その多くは災害性腰痛(600人)が占めています。(図9-1-9-3、表9-1)

令和3年の業務上疾病による死亡者数は12人で、新型コロナウイルス感染症り患、脳・心臓疾患、精神障害、酸欠・一酸化炭素中毒等によるものでした。平成26年～令和3年の8年間では、業務上疾病による死亡者数37人のうち、脳・心臓疾患が16人で最も多く、次に熱中症の7人、その他(新型コロナウイルス感染症のり患を含む)7件、精神障害3人、酸欠・一酸化炭素中毒等3人、化学物質・有害物へのばく露1名となっています。(図9-2-9-4)

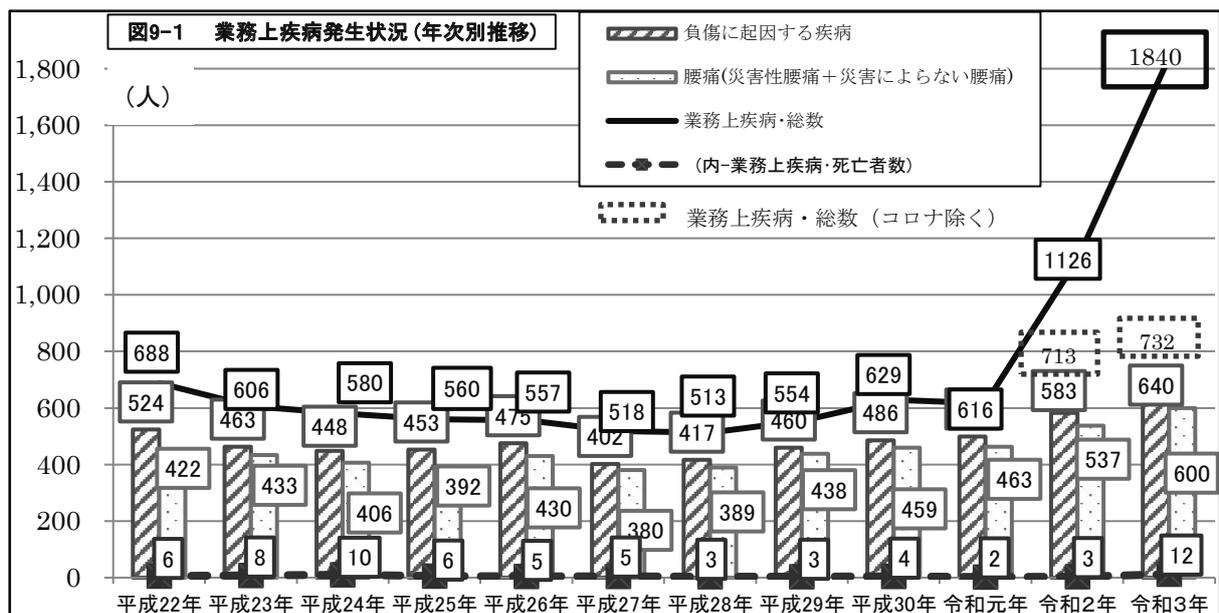
表9-1 業務上疾病発生状況 (平成25年～)

疾病分類	年次	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
負傷に起因する疾病 総数		453	475	402	417	460	486	499	583	640
[うち災害性腰痛]		392	429	379	384	434	450	462	536	600
[うち死亡者数]		0	0	0	0	0	0	0	1	0
物理的因子	有害光線による疾病	1		2		1				
	電離放射線による疾病									
	異常気圧下における疾病							1	1	
	異常温度条件による疾病	(3) 42	(1) 25	32	26	34	(4) 78	(1) 54	(1) 57	24
	騒音による耳の疾病				1	1		2	1	
	上記以外の原因による疾病			1	1	1		1		1
作業態様	重激業務による運動器疾患と内臓脱	1	2	1	4	5	3	1		
	負傷によらない業務上の腰痛		1	1	5	4	9	1	1	
	振動障害									
	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	20	9	13	19	12	19	25	19	12
	上記以外の原因による疾病	4	2	2	2	1	7	5	2	6
物質等	酸素欠乏症			(1) 1	1					(1)
	化学物質による疾病(がんを除く)	8	(2) 5	17	8	6	5	9	16	14
じん肺症及びじん肺合併症	7	12	6	7	8	3	2	1	3	
病原体による疾病	11	9	27	10	8	10	8	438	(6) 1125	
がん原生物質等による疾病										
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	—	(1) 3	(4) 4	(3) 5	(3) 5	4	(1) 2	(1) 2	(3) 4	
強い心理的負荷を伴う業務による精神障害	—	(1) 1	4	4	4	1	2	5	(2) 3	
その他の業務に起因することの明らかな疾病	(3) 13	19	5	2	5	3	4		8	
合計		(6) 560	(5) 557	(5) 518	(3) 513	(3) 554	(4) 629	(2) 616	(3) 1,126	(12) 1840

注1 労働者死傷病報告により休業4日以上の業務上疾病災害の数を集計、()内は死亡数であり10人は内数であるが、酸素欠乏症1人、強い心理的負担を伴う業務による精神障害は1人は外数である。

注2 じん肺症及びじん肺合併症については、当該年中に療養が必要と決定された人数である。

注3 脳血管・心臓疾患等、精神障害等については平成26年から集計している。



図・表の統計数値—いずれも、(じん肺症及びじん肺合併症を除き) 神奈川労働局 労働者死傷病報告 から

図9-2 業務上疾病による死亡災害（平成26年～令和3年）[計 37人]

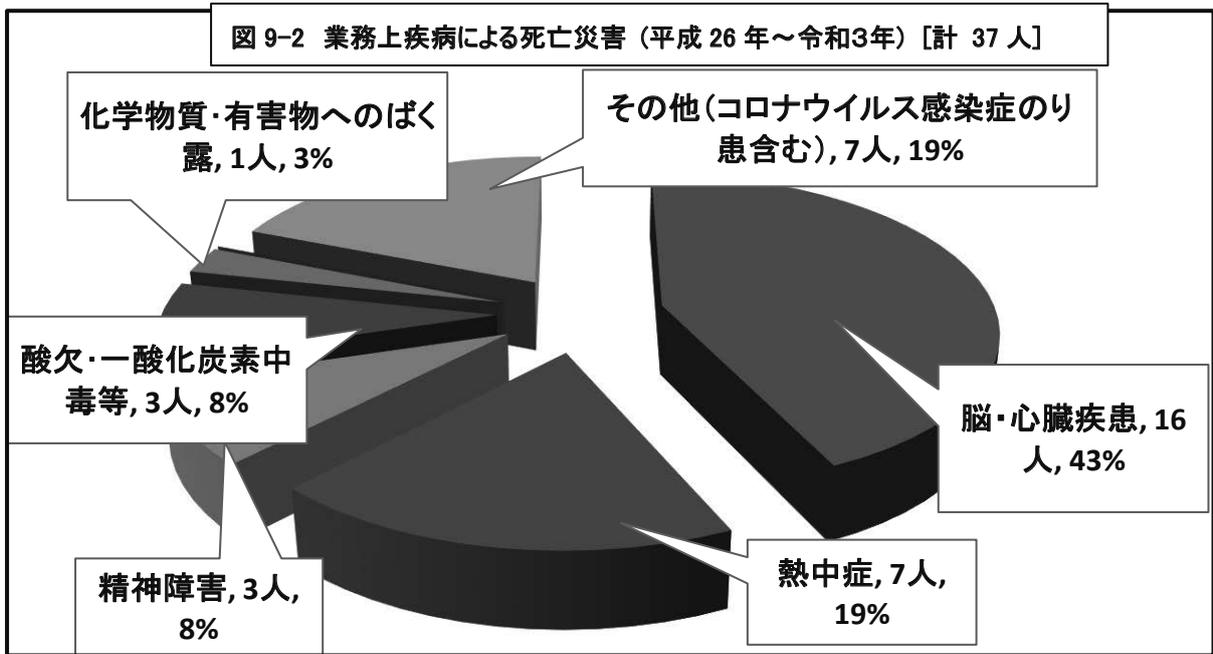


図9-3 腰痛災害発生状況(令和3年)

(災害性腰痛+負傷によらない腰痛)

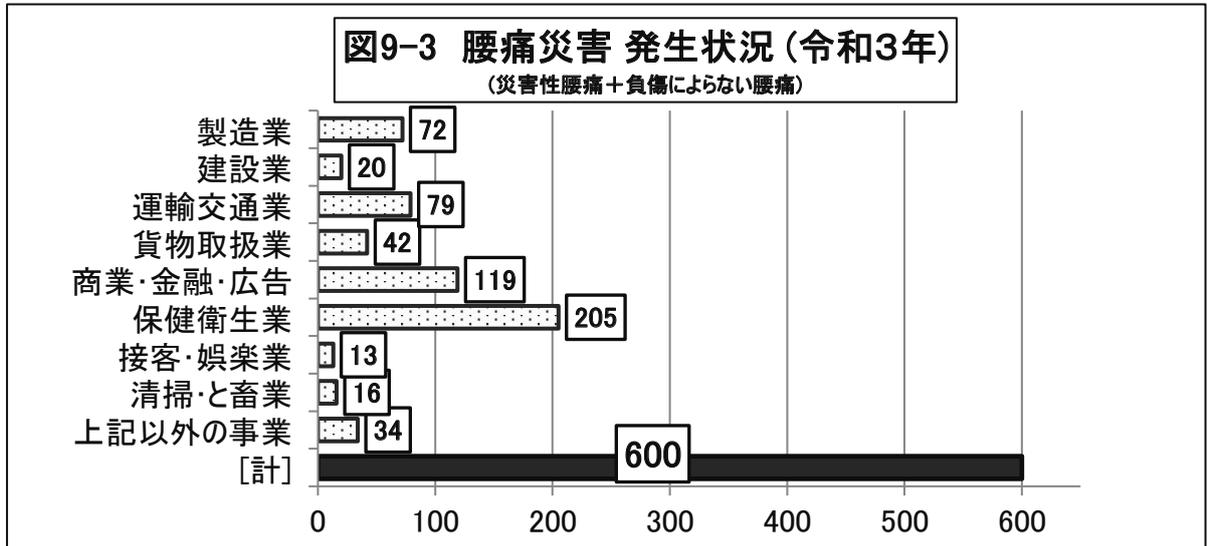
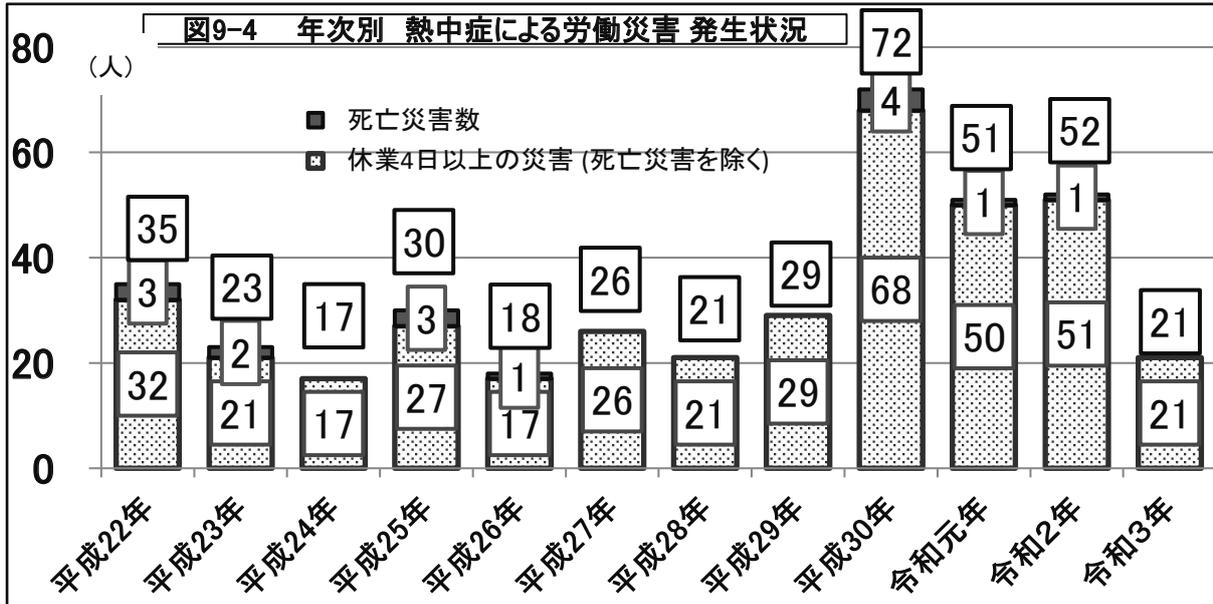


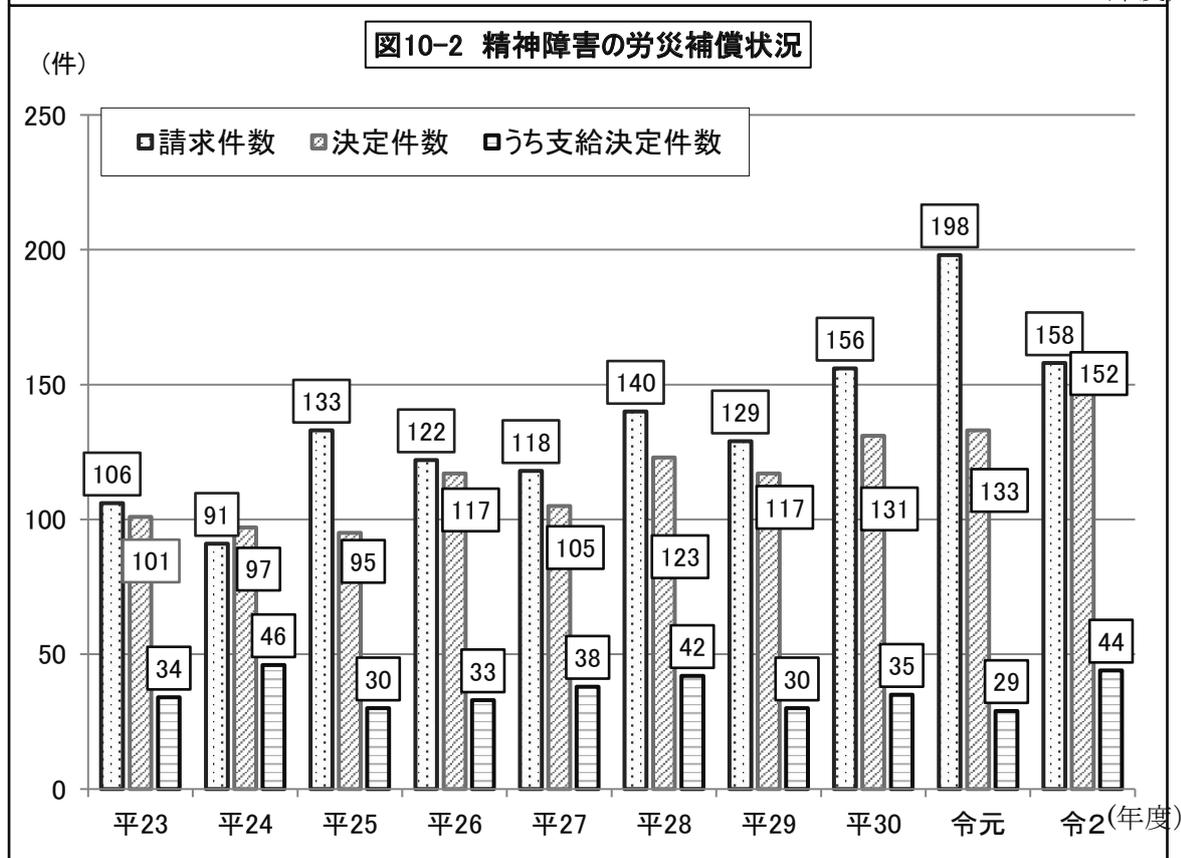
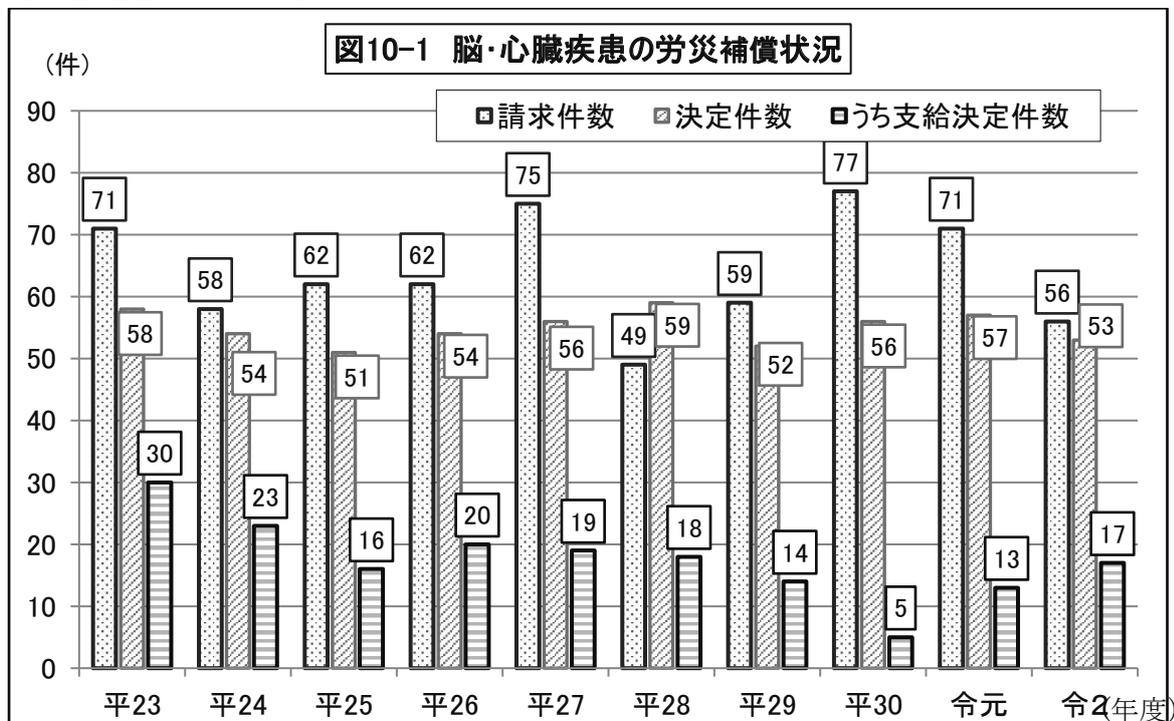
図9-4 年次別 熱中症による労働災害発生状況



図・表の統計数値—いずれも、神奈川県労働局 労働者死傷病報告 から

10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害)

令和2年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は56件(前年度比△15件)、業務上としての労災支給決定件数は17件(前年度比+4件)、精神障害等の請求件数は158件(前年度比△40件)、業務上支給決定件数は44件(前年度比+15件)でした。(図10-1・10-2)



(神奈川県労働局 労災補償課調べ)

11 健康診断結果

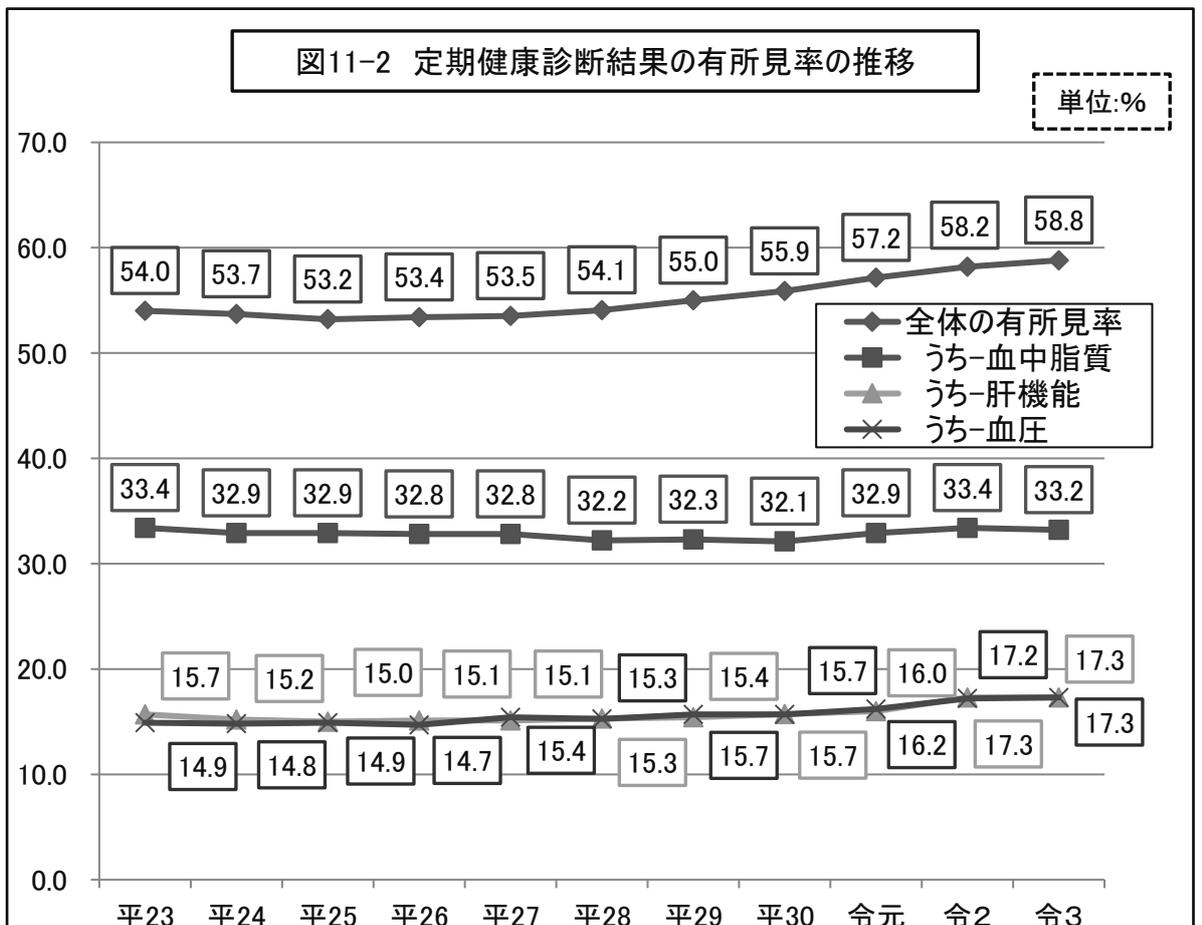
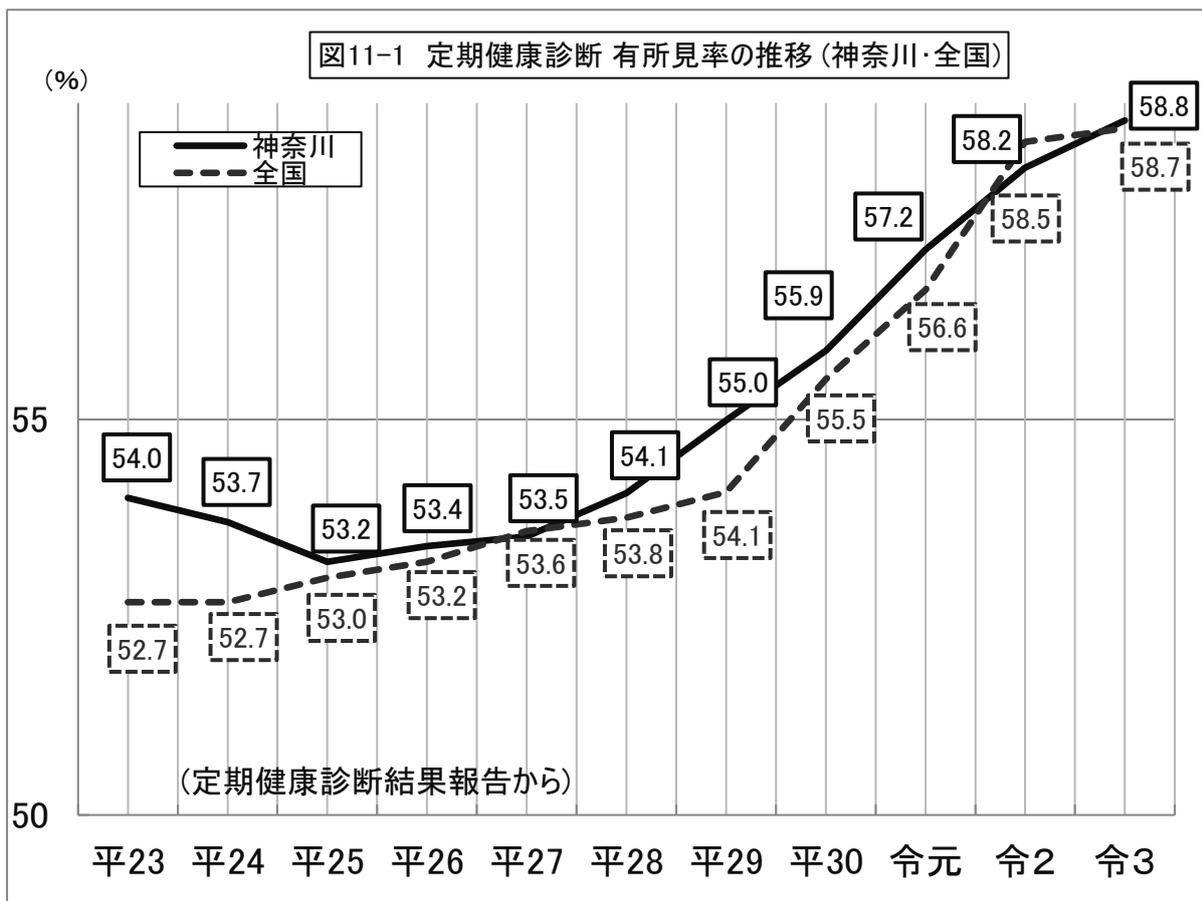
(1) 定期健康診断の実施状況

令和3年の定期健康診断の結果、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は58.8%で、令和2年から0.6ポイント増加しました。(表11-1、図11-1・11-2)

特殊健康診断では、電離放射線、鉛業務の有所見率が前年を上回りましたが、有機溶剤、特定化学物質業務の有所見率は前年を下回りました。(表11-2、図11-3)

(統計数値は全て、神奈川県労働局 定期健康診断結果報告・特殊健康診断結果報告 から)

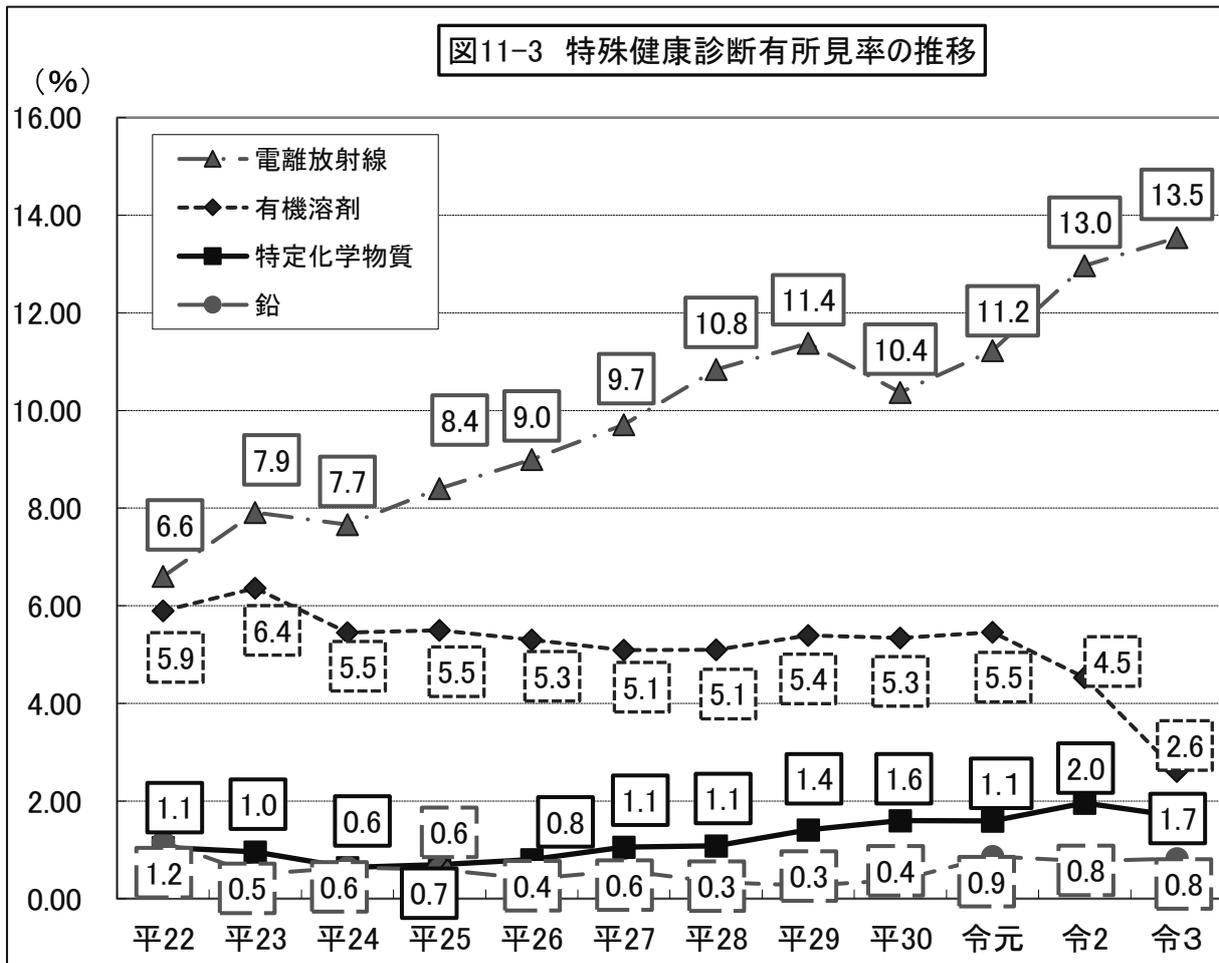
区分	実施事業場数	実施者数	有所見者数(%)	医師の指示人数	聴力		聴力		聴力		肺線X線	喀痰	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	尿糖	尿蛋白	心臓図	歯科検診													
					1000Hz	4000Hz	1000Hz	4000Hz	その他	有所見者数												有所見率(%)	有所見者数	有所見率(%)	有所見者数	有所見率(%)								
食料品製造業	206	30,972	17,483	56.4	9,253	299	27,170	6.3	27,427	6.8	4,162	0.6	28,712	4.7	533	0.4	30,972	180	27,041	7.7	28,955	14.8	27,428	30.4	27,462	11.0	30,729	3.0	30,591	3.2	25,678	8.5	516	2.9
化学工業	181	28,239	14,905	56.8	7,247	276	23,855	3.1	23,855	6.5	3,000	0.2	23,770	3.7	422	0.5	28,239	180	25,277	5.6	25,184	17.1	24,912	31.4	24,911	11.1	26,111	2.8	26,176	2.2	23,224	7.5	1,272	4.5
金属製品製造業	98	7,240	4,259	58.8	2,118	293	7,166	4.3	7,150	9.5	328	0.3	6,887	4.4	2	0.0	7,240	204	6,447	4.1	6,896	19.9	6,886	31.0	6,751	11.3	7,294	2.7	7,265	2.9	6,516	8.9	431	19.3
一般機械器具製造業	164	24,041	14,299	59.5	7,629	603	21,676	2.9	21,694	6.7	3,695	0.5	22,633	5.5	8	0.0	24,040	189	22,303	4.7	22,574	21.4	22,439	33.0	22,465	12.1	23,891	2.9	23,948	2.5	21,529	8.5	373	1.1
電気機械器具製造業	202	36,090	21,424	59.4	12,950	359	32,745	3.0	32,788	5.6	4,007	0.7	33,681	5.3	661	0.9	36,085	159	33,467	4.5	33,615	20.9	33,275	34.5	33,620	11.5	35,993	3.6	35,694	2.0	32,638	9.5	994	0.8
輸送用機械器具製造業	166	32,168	19,456	60.5	9,899	308	29,807	4.0	29,579	11.6	3,502	0.2	28,592	6.3	161	0.0	32,155	184	27,338	7.3	27,522	23.6	27,777	33.7	27,839	14.8	32,075	3.2	32,129	4.6	28,169	9.8	409	1.0
上記以外の製造業	323	33,773	19,619	58.1	10,867	322	31,245	4.1	31,164	8.2	3,751	0.2	30,455	5.2	267	0.0	33,764	196	30,533	5.9	31,079	19.5	31,022	31.8	30,955	11.4	33,632	3.5	33,504	2.9	29,323	10.5	908	0.8
製造業小計	1,340	190,523	111,445	58.5	59,963	315	173,994	3.9	173,585	7.6	22,445	0.4	172,620	5.1	2,054	1.7	190,483	162	172,408	5.9	174,271	19.6	173,839	32.5	174,023	12.0	189,695	3.2	189,297	2.9	165,079	9.2	4,673	2.9
土木工事業	34	2,261	1,661	73.5	1,070	473	2,250	8.0	2,250	19.2	101	0.0	2,166	10.4	83	0.0	2,261	254	2,194	7.7	2,222	22.6	2,250	34.0	2,250	16.0	2,229	6.1	2,229	9.3	2,227	11.6	0	0.0
建築工事業	69	7,103	4,279	60.2	2,357	332	6,842	3.3	6,842	7.9	330	2.7	7,054	4.6	79	0.0	7,102	174	7,043	6.3	7,053	18.2	7,052	33.4	7,052	12.1	7,091	3.3	7,091	3.2	6,994	9.7	1	0.0
その他の建設業	53	7,794	5,098	65.7	2,796	360	7,408	3.1	7,350	6.1	378	2.4	7,427	5.5	81	17.3	7,764	180	7,581	10.6	7,724	22.0	7,712	40.9	7,710	13.4	7,716	4.5	7,790	3.8	6,830	9.2	3	0.0
建設業小計	156	17,128	11,038	64.4	6,223	363	16,500	3.8	16,442	8.7	718	2.5	16,647	5.7	243	5.8	17,127	187	16,798	8.4	16,999	20.5	17,014	36.9	17,012	13.2	17,086	4.2	17,080	4.3	15,951	9.8	4	0.0
運輸交通業	603	54,900	35,534	64.7	18,287	333	51,150	4.9	51,027	12.6	6,264	0.8	49,075	6.7	56	48.2	54,899	244	47,032	7.2	47,955	19.0	47,768	36.2	47,821	14.4	54,662	5.2	54,597	5.5	49,377	11.4	0	0.0
商 業	11,951	89,165	52,880	59.3	29,537	332	80,142	4.9	80,225	6.5	9,402	0.6	86,977	3.9	495	2.8	89,159	191	84,012	6.5	85,305	12.9	84,071	33.4	84,024	12.2	86,673	3.3	86,691	2.9	80,505	8.5	430	15.1
上記以外の事業	3,231	362,675	220,989	57.7	110,550	283	337,978	3.5	337,226	5.9	45,843	0.4	354,994	5.5	4,555	5.2	362,616	153	357,163	8.0	365,659	16.9	358,111	32.9	357,700	10.9	381,307	3.0	380,861	3.9	327,763	10.7	4,226	17.1
合 計	6,591	734,391	431,686	58.8	224,610	306	659,164	3.9	658,705	6.9	84,472	0.5	680,213	5.3	7,403	4.4	734,294	173	677,431	7.5	683,945	17.3	680,921	33.2	680,050	11.6	731,363	3.3	730,526	3.6	683,275	10.0	9,533	9.7
令和2年	6,408	702,969	408,976	58.2	209,460	299	623,677	4.0	622,213	6.9	83,215	0.6	649,990	5.2	5,427	3.7	702,851	172	642,917	6.5	650,735	17.3	646,308	33.4	645,921	11.0	699,294	3.2	699,156	4.1	593,639	10.4	9,037	10.6



(2) 特殊健康診断の実施状況

表11-2 年次別特殊健康診断実施状況 (単位:人、%)

年次		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		
実施事業場数		5,206		5,728		5,270		5,462		5,050		6,040		
種類	業務別	受診労働者数	有所見率	受診労働者数	有所見率									
規則によるもの	有機溶剤	44,056	5.1	44,345	5.4	44,205	5.3	46,670	5.5	45,537	4.5	53,313	2.6	
	鉛	3,564	0.3	4,058	0.3	4,263	0.4	4,489	0.9	4,539	0.8	4,140	0.8	
	四アルキル鉛	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	電離放射線	19,852	10.8	19,182	11.4	19,187	10.4	20,578	11.2	18,283	13.0	18,586	13.5	
	特定化学物質	50,167	1.1	53,199	1.4	55,807	1.6	60,575	1.6	57,043	2.0	69,023	1.7	
	高気圧	183	7.1	173	7.5	272	0.4	243	1.6	216	0.0	193	0.5	
	石綿	1,830	3.1	2,931	1.9	3,336	2.1	2,984	1.2	2,707	0.7	2,707	1.0	
	小計	117,822	4.3	120,957	4.1	123,734	4.3	132,555	4.5	128,325	4.4	147,962	3.3	
	指導勧奨によるもの	紫外線・赤外線	5,697	1.9	6,030	1.8	6,138	2.4	6,136	2.1	5,727	1.7	6,464	2.0
		騒音	19,168	14.0	22,165	12.1	22,165	11.4	23,738	13.1	21,992	13.5	23,095	15.1
マンガン等		147	0.0	199	0.0	184	9.2	137	0.0	136	0.7	110	0.0	
有機りん剤		54	0.0	98	0.0	95	0.0	111	0.0	85	0.0	155	0.0	
亜硫酸ガス		47	12.8	33	18.2	29	0.0	40	0.0	47	0.0	42	0.0	
脂肪酸の塩化または臭化合物		62	0.0	163	0.0	46	21.7	37	0.0	48	0.0	60	0.0	
砒素(三酸化砒素を除く)		191	3.1	166	3.6	134	1.5	158	0.6	179	6.2	135	0.7	
メチレンジフェルイソシアネート		229	0.0	231	0.0	253	3.2	262	0.4	163	0.0	161	0.0	
振動工具(チェンソー以外)		4,192	9.9	4,604	9.0	4,593	8.7	4,925	6.9	4,922	13.6	4,651	12.7	
重量物		891	12.0	669	16.0	1,022	14.0	1,163	11.7	1,307	11.7	1,312	11.2	
引金付工具		2,897	4.8	3,594	3.8	3,900	6.5	3,606	6.5	3,586	10.2	3,396	12.4	
VDT作業		36,242	3.6	32,522	4.0	34,176	3.7	34,176	4.6	21,291	6.6	23,934	7.1	
レーザー機器		1,947	4.2	1,941	4.2	2,272	3.0	2,117	3.5	2,376	3.9	2,630	4.7	
その他		166	9.6	130	12.3	859	2.7	703	7.4	261	11.9	348	9.8	
小計		71,930	6.8	72,545	6.7	75,866	6.5	77,309	7.3	62,120	9.3	66,493	9.9	
合計	189,752	5.2	193,502	5.1	199,600	5.1	209,864	5.5	190,445	6.0	214,455	5.4		



(3) じん肺健康管理実施状況

令和3年のじん肺健康診断の受診労働者数は前年より1,095人増加しました。有所見率(0.04%)は全国平均(0.35%)を下回っています。(表11-3)

(じん肺健康管理実施状況報告から)

表11-3 じん肺健康管理実施状況

年	じん肺健診 受診労働者数	有所見者数				有所見率(%)	
		管理2	管理3	管理4	計	神奈川県	全国
18	12,800	109	43	0	152	1.2	2.7
19	11,419	84	31	0	115	1.0	2.3
20	11,498	102	10	14	126	1.1	2.2
21	11,785	65	4	1	70	0.6	2.0
22	12,514	62	20	0	82	0.7	1.6
23	11,023	51	14	0	65	0.6	1.4
24	11,769	37	7	0	44	0.4	1.3
25	10,703	27	4	0	31	0.3	1.0
26	11,036	22	2	1	25	0.2	0.9
27	13,599	25	6	3	34	0.3	1.0
28	11,613	10	0	1	11	0.09	0.66
29	10,502	13	0	0	13	0.12	0.64
30	15,733	13	1	1	15	0.10	0.74
元	14,896	8	1	0	9	0.06	0.78
2	9,832	4	0	0	4	0.04	0.41
3	10,927	3	1	0	4	0.04	0.35

※ 本統計には随時申請によるものは含まない。

(4) ストレスチェック制度の実施状況

令和3年に実施されたストレスチェック制度に関し、提出のあった事業場において検査を実施したのは対象労働者のうち77.63%、医師による面接指導を受けたのは全体の0.44%という状況になっています。(図11-4、表11-4)

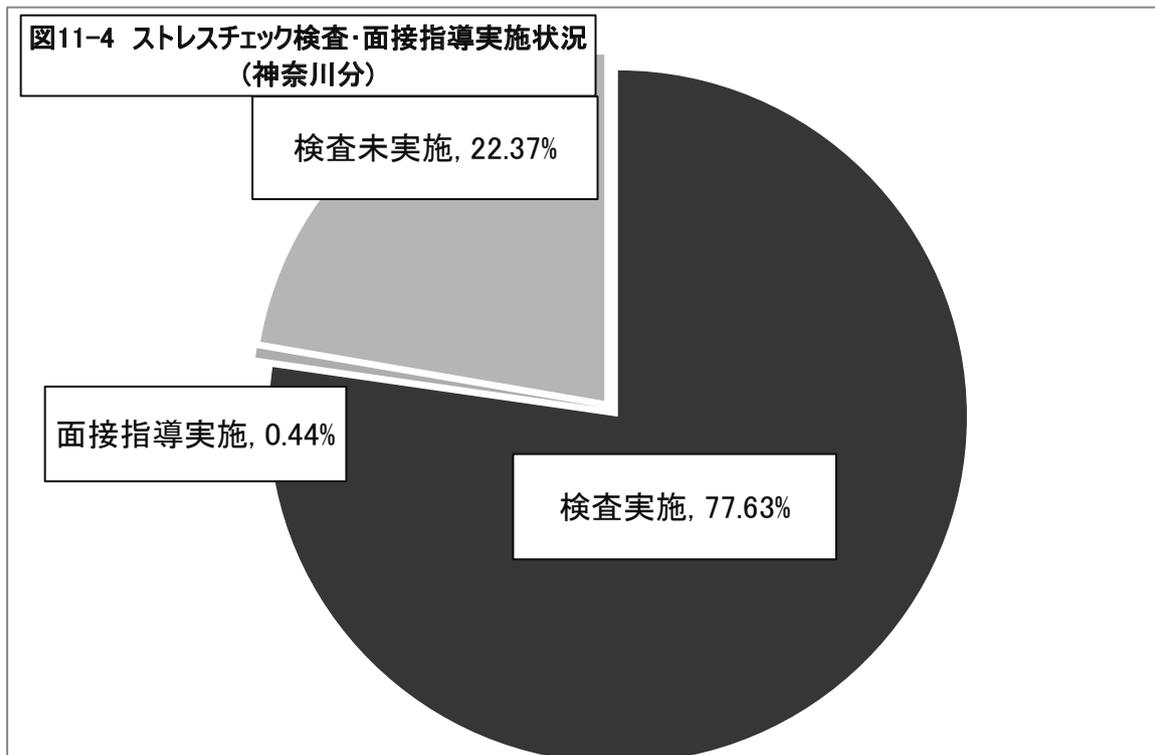
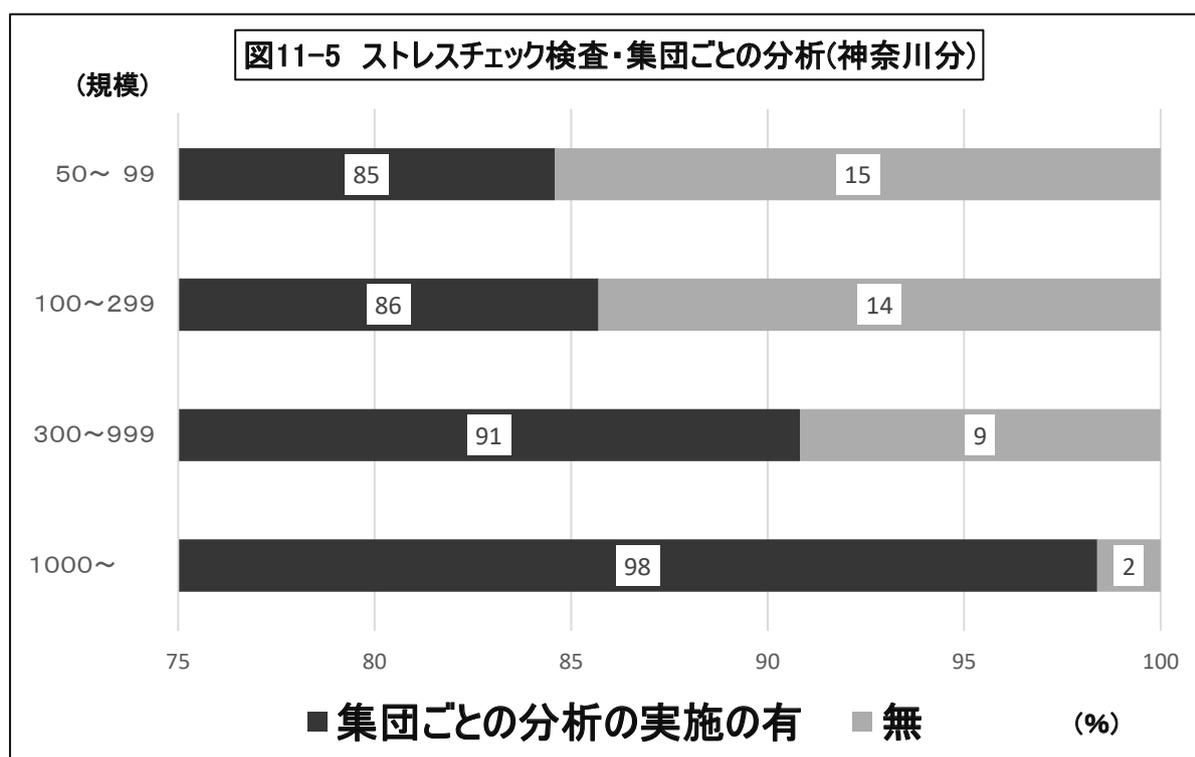


表11-4 令和3年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況(規模別)

規模	検査実施事業場数	在籍労働者数	検査を受けた労働者数				検査実施率	面接指導を受けた労働者数				面接指導実施率	集団ごとの分析の実施の有無	
			検査を実施した者			合計		面接指導を実施した医師			合計		分析あり事業場数	分析なし事業場数
			専任産業医	専属医師等	非専属医師等			専任産業医	専属医師等	非専属医師等				
50～99	2,901	200,194	75,600	8,106	62,181	145,887	72.87	658	21	76	755	0.26	2,454	447
100～299	2,091	313,883	127,435	15,216	96,053	238,704	76.05	875	24	143	1,042	0.16	1,792	299
300～999	523	237,284	119,036	16,773	54,328	190,137	80.13	752	61	69	882	0.36	475	48
1,000～	62	101,880	60,279	7,422	19,955	87,656	86.04	226	29	10	265	0.39	61	1
合計	5,577	853,241	382,350	47,517	232,517	662,384	77.63	2,511	135	298	2,944	0.44	4,782	795

規模	検査実施事業場数	在籍労働者数	検査を受けた労働者数				検査実施率	面接指導を受けた労働者数				面接指導実施率	集団ごとの分析の実施の有無	
			検査を実施した者			合計		面接指導を実施した医師			合計		分析あり事業場数	分析なし事業場数
			専任産業医	専属医師等	非専属医師等			専任産業医	専属医師等	非専属医師等				
50～99	53,721	3,829,702	1,489,260	205,215	1,304,653	2,999,128	78.31	12,319	714	2,335	15,368	0.35	45,348	8,373
100～299	37,005	5,754,750	2,376,898	367,220	1,825,231	4,569,349	79.40	16,639	764	2,644	20,047	0.21	32,336	4,669
300～999	8,469	3,941,438	1,886,878	367,113	933,701	3,187,692	80.88	11,160	683	1,335	13,178	0.19	7,734	735
1,000～	1,071	2,044,225	1,290,728	154,547	252,609	1,697,884	83.06	6,509	428	373	7,310	0.28	1,030	41
合計	100,266	15,570,115	7,043,764	1,094,095	4,316,194	12,454,053	79.99	46,627	2,589	6,687	55,903	0.45	86,448	13,818

(図11-4、表11-4とも、「心理的な負担の程度を把握するための検査等報告書」から)



12 『神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 令和4年4月末現在

計画期間

*平成30年度～令和4年度（5か年計画）

計画の全体目標

*令和4年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成29年比）

*令和4年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少（同上）

【平成29年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数6551人】

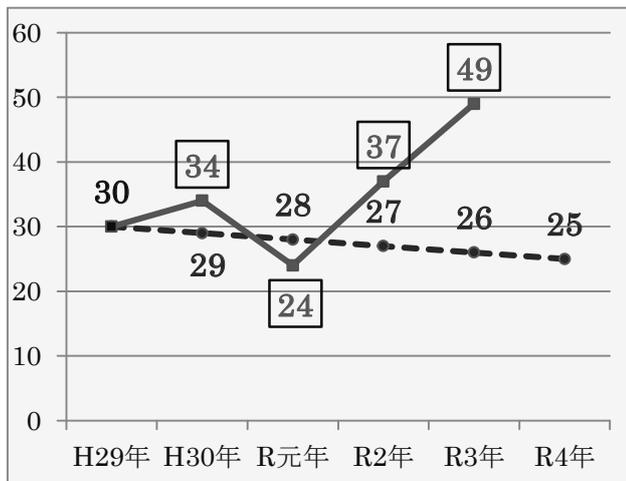
【令和4年（最終目標）：死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項

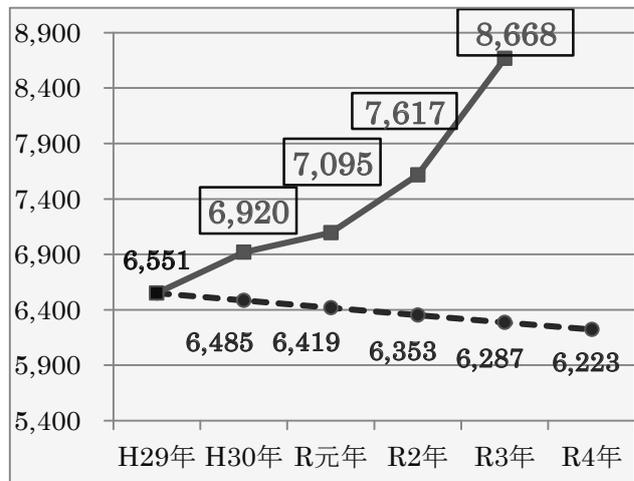
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

令和4年目標への各年の具体的数値目標

《死亡者数》



《死傷者数》



(点線の折れ線グラフは平成30年計画策定時の最終目標までの指標数値、実線の折れ線グラフは実績の数値)

重点対策の目標設定

※平成30年から令和4年の上段は目標値、下段は実績(令和4年は4月末現在の数値)を示す

	業種	種別	平成29年	減少目標	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
災害減少	全業種	死亡者数	30	15%減少	29 34	28 24	27 37	26 49	25 7	
		死傷者数	6,551	5%減少	6,485 6,920	6,419 7,095	6,353 7,617	6,287 8,668	6,223 3,044	
	小売業	死傷者数	839	5%減少	830 937	821 917	813 992	805 1,074	797 254	
	社会福祉施設 ※	死傷者数	621	5%減少	623 634	625 723	627 1,005	629 1,266	630 899	
	飲食店	死傷者数	364	5%減少	360 378	356 399	352 379	348 395	345 87	
	陸上貨物運送事業	死傷者数	925	5%減少	915 982	905 981	896 1,044	887 1,152	878 315	
	建設業	死亡者数	6	15%減少	5 10	5 10	5 14	5 21	5 1	
		死傷者数	730	10%減少	715 727	700 808	685 824	671 814	657 204	
	製造業	死亡者数	6	15%減少	5 6	5 2	5 5	5 8	5 0	
		死傷者数	1,022	10%減少	1,000 1,044	979 1,061	959 924	939 1,109	919 262	
	健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策		① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:平成28全国値)とする。 ② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:平成29神奈川)とする。						
		腰痛予防対策	小売業	死傷者数	58	5%減少	57 65	56 59	55 89	54 77
社会福祉施設 ※			死傷者数	131	5%減少	131 108	131 118	131 157	131 171	132 34
飲食店			死傷者数	11	5%減少	10 10	10 6	10 10	10 11	10 2
陸上貨物運送事業			死傷者数	70	5%減少	69 50	68 61	67 75	66 94	66 15
熱中症対策		熱中症による死亡者数を平成25年から平成29年までの5年間と比較して、平成30年から令和4年までの5年間で5%以上減少させる(目標値:5年間で3人以下→実績:令和4年4月末現在までの累積人数6人)								

注1)「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業4日以上の災害の略である。

注2)「災害減少」の「令和4年最終目標」欄の「○○%減少」は、「平成29年の災害発件数に対して令和4年までに、○○%以上減少させる」の略である。

注3)社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から令和4年の労働者数を予測し、これを基に死傷年千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 14時頃	建築工事業 10人～29人 70歳～74歳	はしご等 墜落、転落	自社の倉庫内で資材作成中、材料を取り出すために乗っていた脚立から後ろ向きに落ち、頭を打った。
2	1月 14時頃	建築工事業 (1次下請) 10人～29人 50歳～54歳	建築物、構築物 崩壊、倒壊	家屋解体工事において、敷地境界線沿いのコンクリートブロック塀を敷地内に倒すため、被災者が研りハンマー(ガソリンエンジン式)で塀の土台との境を横に研る作業を行い、ほぼ終えたところで塀(長さ約15m、重量約1.8トン)が敷地内に倒れ下敷きになった。
3	2月 15時頃	土木工事業 (1次下請) 100人～299人 25歳～29歳	建築物、構築物 崩壊、倒壊	道路工事において、掘削土砂の処理プラントのホッパーが詰まったため、ホッパー下端の排出口と排出コンベヤーの隙間に仰向けで入り、スコップ等で詰まりをかきだしていたところ、詰まりの上に溜まっていた土砂が崩れ落ち、下敷きになった。
4	3月	建築工事業 (派遣先) ～9人 45歳～49歳	起因物なし その他	ビル改修工事の元請に派遣されていた管理者が、現場内で計測作業中に突然床に倒れこみ救急搬送され、翌日に死亡した。その後の調査で、長時間労働による過重な業務に従事していたと認められた。
5	3月 10時頃	土木工事業 30人～49人 70歳～74歳	その他の乗物 交通事故 (その他)	作業船(総トン数5トン未満)に測量士を乗せ海底を測量中、船底が消波ブロックにぶつかり傾いたので最寄りの漁港に避難した。桟橋に係留後、船長(船員に該当しない労働者)が船上で破損状況を確認中、急速に沈み始め、約10秒で沈没した際に、海中に吸い込まれた。
6	3月	建築工事業 (2次下請) ～9人 60歳～64歳	起因物なし その他	ビル新築工事において設備工事施工管理者が、現場事務所内で椅子に座り事務作業中に突然床に倒れこみ救急搬送され、翌日に死亡した。その後の調査で、長時間労働による過重な業務に従事していたと認められた。
7	4月 11時頃	建築工事業 ～9人 75歳～79歳	丸のこ盤 切れ、こすれ	被災者は手持ち式グラインダを改造(回転と石を外径125ミリメートルの石こうボード用丸のこに交換したもので、カバーなし)した丸のこ盤を持って木造建築物の内壁を切除中、当該丸のこ盤を落とした際に自身の太ももに切創を負い、出血多量となった。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
8	5月 10時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 50歳～54歳	高所作業車 はさまれ、 巻き込まれ	高速道路料金所の表示板交換工事において、ブーム式高所作業車の作業床(バケット)に一人で乗り込み作業していたところ、料金所天井に背中を付け、胸がバケット上縁(手すり部分)に押し上げられる形ではさまれている状態(胸部圧迫による窒息状態)でいるのが発見された。
9	6月 8時頃	土木工事業 (1次下請) ～9人 55歳～59歳	高所作業車 感電	ゴルフ場のコース改修工事において、高所作業車(伸縮ブーム・バスケット・トラック型)に2人が乗り込み、チェーンソーを使って樹木を上から段階的に伐採していたところ、66,000ボルト送電線にバスケットが接触し、2人とも死亡した(1次下請の労働者)。
10	6月 8時頃	土木工事業 (2次下請) ～9人 45歳～49歳	高所作業車 感電	同上(2次下請の労働者)
11	6月 14時頃	建築工事業 (2次下請) 10人～29人 50歳～54歳	玉掛用具 飛来、落下	6階建てビル新築工事において、バスダクトを積んだパレット2枚を同時に楊重していた。高さ30メートル付近で、バスダクト約350キログラムを積んだパレットのナイロンスリングが2本ともクレーンのフックから外れ、地上で別作業中の被災者の上に落下した。
12	6月 9時頃	土木工事業 ～9人 55歳～59歳	水 おぼれ	河川修繕工事において水深3.5メートルの川底から水深0.4メートルまで岸に沿って捨石を積んでいた。発注者あて写真撮影の準備中、被災者が捨石の下流で溺れているところを発見された。
13	7月 14時頃	建築工事業 ～9人 55歳～59歳	足場 墜落、転落	マンションの修繕工事現場において、外部足場を組立て中、高さ約2.8メートルの単管抱き足場から、さらに上の層へよじ登ろうとしてバランスを崩し墜落した。
14	8月 14時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 50歳～54歳	はしご等 墜落、転落	戸建て住宅2階のエアコン交換工事において、一人で2階外壁の配管交換作業中、外壁に立てかけたはしご(脚立を開いたもの)から、敷地境界フェンスを越えて同フェンス上端から3メートル下の隣家敷地内に墜落した。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
15	9月 11時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 35歳～39歳	建築物、構築物 墜落、転落	体育施設の電球の交換工事において、被災者の乗った天井板(グラスウールボード)が外れ、天井板とともに約15メートル墜落した。
16	9月 15時頃	建築工事業 ～9人 25歳～29歳	建築物、構築物 崩壊、倒壊	RC造2階建て建物の解体工事現場において、被災者は建物1階内部から解体用建設機械による解体箇所へホースを向けて散水を行っていた。被災者の直上の既存建物の2階部分の一部(推定13.6トン)が崩落し、下敷きとなった。
17	9月 14時頃	建築工事業 (3次下請) ～9人 30歳～34歳	建築物、構築物 墜落、転落	鉄骨造6階建てビル新築工事において、キャットウォークに格子状鋼製床材を敷設する作業中、約4メートル下の1階コンクリート床に倒れているところを発見された。手すりのないところから墜落したと推定される。
18	10月 12時頃	土木工事業 (1次下請) 10人～29人 60歳～64歳	トラック 交通事故 (道路)	ガス工事後の道路復旧工事において、傾斜8度の坂道でセーフティローダーダンプ(荷台が後方にスライドし後端が接地する車載・土砂兼用ダンプ)にドラグショベルの自走積み直後、無人の同ダンプが坂道を逸走し、37メートル先のフェンスを突き破って道路下に落ち横転した。 被災者は逸走を止めようとしてフェンスと同ダンプとの間にはさまれた。
19	11月 14時頃	その他の 建設工事業 (1次下請) 10人～29人 65歳～69歳	電力設備 感電	発注者の工場内において試験電源回路の支持碍子を一人で清掃していたところ、製品の試験のための架電が始まり3万500ボルトに感電し、約2か月後に死亡した。
20	11月 14時頃	建築工事業 (2次下請) 10人～29人 50歳～54歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	鉄骨造9階建て商業ビル新築工事において、被災者は、掘削深さ2メートル強の根切り床で、山留めの横矢板壁の寸法をしゃがんだ姿勢で測定中、背後の地山(基礎工のため地上から車両系建設機械で掘り下げ途中の掘削面)が突然崩れ、胸まで土砂に埋もれた。
21	12月 17時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 65歳～69歳	はしご等 墜落、転落	3階建て木造住宅新築現場において、内装を被災者1人で施工していたところ、はしご(2階床にかけたもの)の足元の1階仮床に倒れているところを発見された。はしごから落ちて頭を打ったと推定される。

令和3年 死亡災害の概要【製造業】

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月	電気機械器具 製造業 10人～29人 60歳～64歳	その他の 起因物 その他	新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した。
2	3月 9時頃	輸送用機械等 製造業(派遣先) ～9人 50歳～54歳	その他の仮設物、 建築物、構築物等 墜落、転落	船の引渡し式の横断幕を支える仮設の単管パイプ組構造物(43m×7m、高さ4.5m)を式終了後に解体していた。高さ2.7mの単管パイプに乗り、クランプを取り外そうとして墜落した。
3	3月 15時頃	その他の 製造業 ～9人 35歳～39歳	石、砂、砂利 崩壊、倒壊	常駐の機械修理先で、コンベヤーラインのホッパーを修理していた。ホッパー下端の排出口と排出コンベヤーの隙間に仰向けで入り、ボルト・ナットを除いても外れない破損部品をケレンハンマーで叩いていたところ、ホッパー内に付着していた粉状の鉱石が落ちてきて、下敷きになった。
4	4月 17時頃	窯業土石製品 製造業 30人～49人 45歳～49歳	トラック 墜落、転落	コンクリートミキサー車の運転手が、終業前に自車の水タンクに上がり、運転席の屋根を洗車中、水タンクから1.7メートル墜落して頭を打った。
5	8月	非鉄金属 製造業 300人～ 60歳～64歳	その他の 起因物 その他	新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した。
6	9月 16時頃	その他の 製造業 ～9人 75歳～79歳	その他の 動カクレーン等 墜落、転落	機械修理のため出張した工場において、車輪付き高所作業台のバケットに一人で乗って上昇させ、天井クレーンの電気部品交換中、約5メートル墜落した。
7	11月 10時頃	金属製品 製造業 ～9人 55歳～59歳	荷姿の物 飛来、落下	金属製の倉庫扉(縦横約3メートル、約350キログラム)を積載形トラッククレーンで吊り上げ旋回中、玉掛けワイヤロープをかけていた扉部材が外れ、扉が落ちて倒れた。被災者は吊った扉の揺れを手で押さえていたところ、倒れた扉の下敷きになった。
8	11月 13時頃	輸送用機械等 製造業 10人～29人 75歳～79歳	トラック 墜落、転落	大型レッカー車の整備中、同車後端に格納のアンダーリフト(事故車両の下に潜らせ持ち上げる装置)先端のT字部分に腰掛けながらレッカーブームに油を差しているとき、バランスを崩し約1.8メートル下の地面へ墜落した。

令和3年 死亡災害の概要【建設業・製造業以外の業種】

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月	陸上貨物運送 事業(道路 貨物運送業) 10人~29人 70歳~74歳	その他の 起因物 その他	新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した。
2	1月 14時頃	卸売業 ~9人 55歳~59歳	トラック 交通事故 (道路)	傾斜が8度ある工場のシャッター入口付近に積載荷重3tの平ボディトラックを止め、製品積込を行っていたところ、無人のトラックが前方(傾斜の下り方向)に動き出し、敷地の外にある塀に突き当たって止まった(逸走距離4.6m)が、その右前輪に巻き込まれた。
3	1月 11時頃	その他 (その他の事業) ~9人 35歳~39歳	有害物 有害物との接触	ビルに出張して、地下の炭酸ガス消火設備を点検中に、当該設備のボンベから二酸化炭素が噴き出して充満し、点検中の2人(1人は労働者に該当しない者)が死亡し、警備室にいた警備員1人が被災した。
4	1月	その他 (社会福祉施設) 10人~29人 65歳~69歳	その他の 起因物 その他	新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した。
5	4月 15時頃	その他 (社会福祉施設) 10人~29人 80歳~84歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	顧客宅に自転車で向かう途中、交差点で乗用車と接触し、歩道の縁石に頭部を強打した。
6	5月	陸上貨物運送 事業(道路 貨物運送業) 30人~49人 45歳~49歳	起因物なし その他	深夜、配送途中に給油と洗車のため入ったガソリンスタンドで倒れているところを店員に発見された。その後の調査で、長時間労働による過重な業務に従事していたと認められた。
7	7月 14時頃	清掃・と畜業 (ビルメンテ ナンス業) 300人~ 60歳~64歳	作業床、歩み板 墜落、転落	マンションの管理人である被災者が、マンション屋上を巡回中に、手すりのない屋上の端から25メートル墜落した。
8	7月 14時頃	小売業 30人~49人 80歳~84歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	バイクで夕刊配達中、信号のない交差点で右折の際、右から直進してきたバイク(労働者でない者が運転)に衝突された。
9	7月 15時頃	その他 (社会福祉施設) 30人~49人 70歳~74歳	トラック 交通事故 (道路)	自転車で移動中、交差点の横断歩道を横断の際、左折してきた10トントラックに巻き込まれた。
10	8月	その他 (警備業) 50人~99人 60歳~65歳	その他の 起因物 その他	新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した。

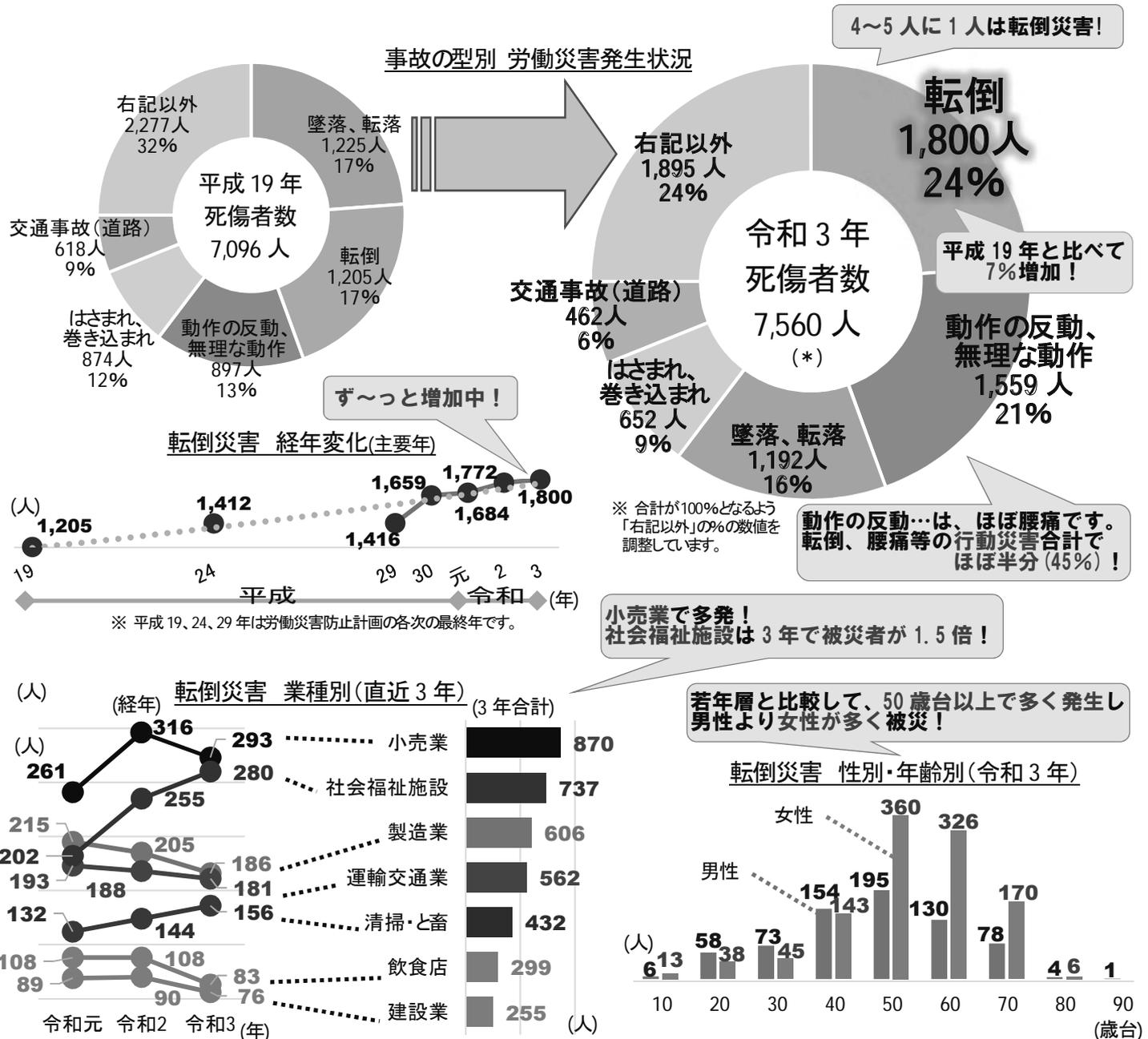
番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
11	8月 11時頃	その他 (その他の 接客娯楽業) ～9人 70歳～74歳	建築物、構築物 墜落、転落	事業場敷地内の植栽管理を行う被災者が、敷地境界フェンス周囲の雑草を除去中、フェンス沿いのコンクリート法面を2.3メートル転落した。
12	8月	その他 (社会福祉施設) 30人～49人 65歳～69歳	その他の 起因物 その他	新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した。
13	9月 3時頃	その他 (警備業) 100人～299人 60歳～64歳	通路 墜落、転落	警備先の駅のホーム下の軌道上で倒れているところを発見された。一人で巡回中にホームから落ちて頭を打ったと推定される。
14	10月 13時頃	卸売業 50人～99人 65歳～69歳	乾燥設備 爆発	提携先企業に出張して実験中、炉内で加熱中の実験材料が爆発した勢いで炉の扉が開き、炉の前に置いた机に激突し、その机が計測中であった被災者に激突した。
15	10月 14時頃	その他 (警備業) 100人～299人 70歳～74歳	その他の 建設機械等 交通事故 (道路)	警備先の道路補修工事現場において、被災者が通行車誘導位置から路肩の待機位置まで工事中の道路を横断中、後進して清掃中の道路清掃車が被災者を轢過した。
16	10月 16時頃	その他 (その他の事業) ～9人 80歳～84歳	はしご等 墜落、転落	事業場敷地内の植栽管理を行う被災者が、はしご(脚立を開いたもの)とともに倒れているところを発見された。一人で樹木剪定中に落ちて頭を打ったと推定される。
17	11月 13時頃	その他 (警備業) 10人～29人 65歳～69歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	警備先(片側3車線のうち1車線に交通規制をかけた作業帯)において交通誘導中、作業帯に突っ込んできた乗用車にはねられた。
18	12月 16時頃	その他 (飲食店) 10人～29人 25歳～29歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	料理を宅配のため原付を運転中、信号のない交差点で右折した際に、対向車線を直進してきた3トントラックと衝突した。

※ このほかに業務の精神的負荷による死亡災害が2件ありますが概要は非公表としています。

転倒防止に集中!!

STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川 2022 推進中

令和3年に神奈川県内で発生した休業4日以上労働災害での死傷者数は8,668人であり、新型コロナウイルスによる人数を除外(*)すると7,560人でした。事故の型別では「転倒」が24%を占め、近年増加傾向にあります。



6月は、転倒災害防止の重点取組期間です!

神奈川労働局・県下各労働基準監督署



転倒災害防止は、**3つの注意（STF注意）**が基本です。



すべり注意



つまずき注意



踏み外し注意

以下のチェック項目で事業場を点検してみましょう。

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物を放置しない	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除く	<input type="checkbox"/>
3	安全な移動のため、十分な明るさ（照度）を確保	<input type="checkbox"/>
4	転倒予防のための教育を実施	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は ①作業現場に合う対滑性があり ②適したサイズのものを 選ぶ	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報から、転倒しそうな／過去に転倒のあった場所の 危険マップを作成し、周知	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や、滑りやすい場所などへ、標識などで注意喚起	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホ、ポケットに手を入れて歩く、手すりを持たない階段昇降 などを禁止	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を導入	<input type="checkbox"/>

皆さまの職場には似たような危険はありませんか？
転倒災害を防ぐには、次の取り組みが有効です。

- 1 作業場所の整理整頓
- 2 作業場所の清掃
- 3 毎日の運動



体操の参考に！



「ころばNICEかながわ体操」

(v1.2)

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

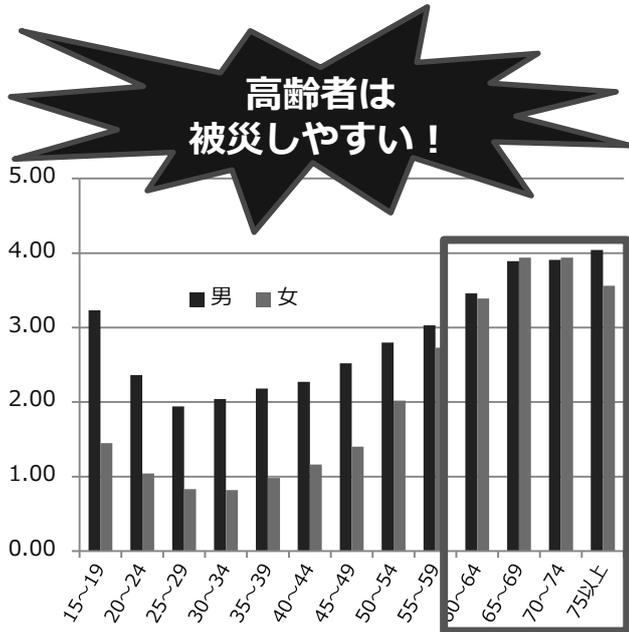
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

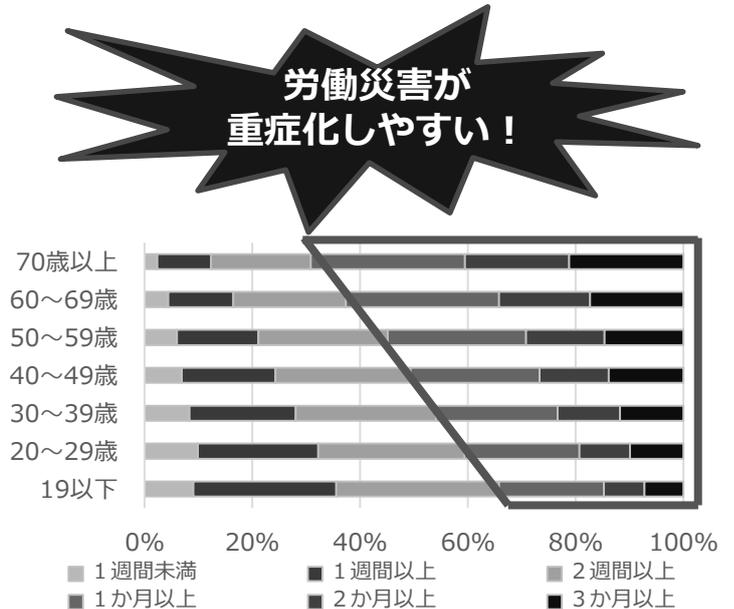
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上(2019年は27%)

労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

<年齢別・男女別の労働災害発生率>



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（4ページ参照）

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

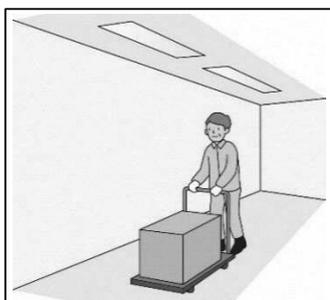


2 職場環境の改善

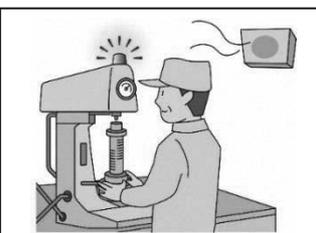
(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

↓対策の例↓

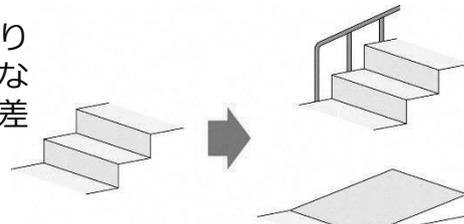


通路を含め作業場所の照度を確保する

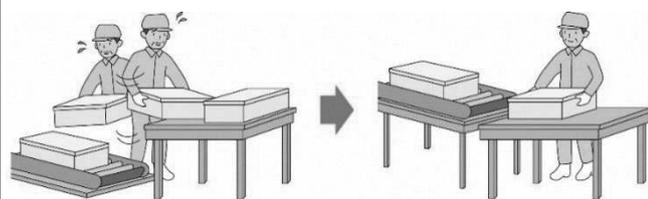


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は無効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

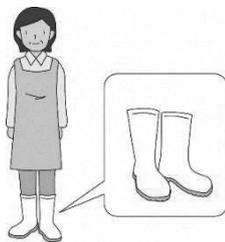
リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

注意点

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト (敏捷性)
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち (静的バランス)
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~35	55.1 ~90	90.1~

⑤ 開眼片足立ち (静的バランス)
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくはこちら → 

身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

取組の例

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

▼参考：ストレッチの例▼

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1/2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センターまで ☎03-6381-7507

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月8日～12日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。
<https://www.jashcon-age.or.jp>



▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 資金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<https://www.jeed.go.jp>) から確認できます。
- 「70歳雇用事例サイト」(<https://www.elder.jeed.go.jp/>) により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

令和4年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



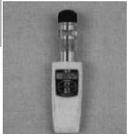
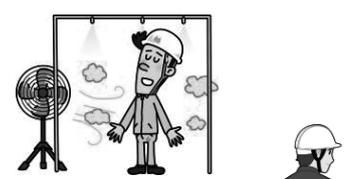
労働災害防止キャラクター チューイ カン吉

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。 また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。 
<input type="checkbox"/> 発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R4.3)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、 1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて 人員配置 を行いましょ。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の作業員に気を配りましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値の低減対策は実施されているか
<input type="checkbox"/>	WBGT値に応じた作業計画となっているか
<input type="checkbox"/>	各作業者の体調や暑熱順化の状況に問題はないか
<input type="checkbox"/>	各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/>	作業の中止や中断をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

- ～少しでも異変を感じたら～
- ・ いったん作業を離れ、休憩する
 - ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
 - ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に取りましょ。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたとときは、**ためらうことなく病院に搬送**しましょ。



神奈川県労働局安全・健康課関連QRコード一覧

労働災害と健康の現状



第13次労働災害
防止推進計画



神奈川県産業保健総合
支援センター(相談)



神奈川県働き方改革
推進支援センター



新型コロナウイルスに関するQ&A
(企業の方向け)



STOP! 転倒災害
プロジェクト神奈川県



正しい玉掛作業で
安全確保!



神奈川県労働局労働基準部 安全課・健康課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

安全課 045 (211) 7352 FAX 045 (211) 0048

健康課 045 (211) 7353 FAX 045 (211) 0048

労働基準監督署一覧

監督署	管轄	郵便番号	所在地	電話番号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	045-211-7375
鶴見	鶴見区(扇島を除く)	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-279-5486
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-287-0274
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階	045-474-1252
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1273
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3191
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
藤沢	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-97-6748
平塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
相模原	相模原市	252-0236	相模原市中央区 富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-861-8631
厚木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1960
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-22-7151

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分、いかなる様式についても、電子的、電氣的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、伝達を禁止します。

災害発生事例

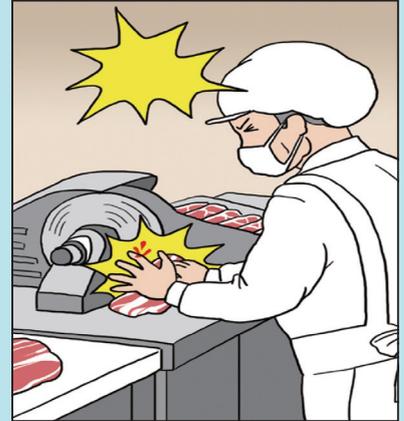
はさまれ・巻き込まれ災害



転倒災害



切れ・こすれ災害



墜落・転落災害



火傷災害



墜落・転落災害



腰痛災害



はさまれ・巻き込まれ災害

